

平成28年第1回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成28年3月15日（火曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏝本規之	4番	黒田芳弘
5番	船渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	白木裕治	総務部長	神谷義幸
企画部長	大野一彦	市民環境部長	片岡俊明
健康福祉部長	村瀬正敏	産業建設部長	青木幹根
林政部参事兼 部長心得兼根尾 総合支所長心得 兼総務産業課長	蜂矢嘉徳	上下水道部長	三浦剛
教育委員会 事務局長	岡崎誠	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	山田寿成		

開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）

皆さん、おはようございます。

傍聴人の方におかれましては、朝早くからありがとうございます。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のため、議場内において一般質問の場면을放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号16番 上谷政明君と18番 鶴飼静雄君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（大西徳三郎君）

日程第2、一般質問を行います。

15番 後藤壽太郎君の発言を許します。

○15番（後藤壽太郎君）

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

今回は一つでありまして、藤原市長3期目の抱負についてということで節目の質問をさせていただきます。

まずは、藤原市長におかれましてはこの2月の市長選挙におきまして、3期目の無投票当選ということで大変おめでとうございます。心からお喜びを申し上げながら、選対の1人として早く終わってよかったなあということを思っております。本当にありがとうございます。

それで、今回3期目無投票当選になったという背景には、総合戦略を27年に設計をして28年からきちっと推し進めながら、進める中で修正もし、最後にはきちっと数字を出すということ。それから第2次総合計画が28年度から始まって、本巢市の行方をしっかりした方向に導くこと。さらには、2020年の東回り・西回りの全線開通により仮称糸貫インターができ、そのインターをいかに生かした本巢市の政策ができるかということ。はたまた一般交付税が一括算入になるということで、順番に少なくなる中、本巢市の予算をいかに国や県からたくさんいただきながら、大きく膨らませてい

くかということ等々、本当に本巢市の将来を左右するこの4年間ではないかということを思っております。市長の大きな手腕にかかわるこの4年間だと思っております。

そんな中で、市長の所信表明の中で市政を担うに当たりみずから先頭に立ち、汗をかき、市民の皆様の声をよく聞き、さらなる進化を目指して引き続き現場主義、対話主義、市民目線の市政運営の基本とする。そして取り組んでいきたいということをいってみえます。

これは本当に大事なことであり、ぜひその意思を貫いて市政運営をしていっていただきたいと思いますが、そこで第1問の質問であります。

その市政運営を基本姿勢とすることを全職員が理解しておみえになるか、そして市長として全職員に理解してもらうために何らかの教育、また方向性を持ってみえるか、その点をお聞きいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、御質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず初めに、先ほどは後藤議員のほうから今回の選挙につきましてのお話、そしてまた市政運営の方針につきましてのいろいろお話がございました。

私は、開会日に提案説明また所信表明で申し上げましたように、次の3期目へ向かって同じような、今まで2期8年やってまいりましたことを踏襲しながら、しっかりとした姿勢を持って市政に取り組んでいきたいというふうに思っております。

そういった中で、今、第1問目の質問でございます。こうした私の市政運営に対する考えというのが職員によく理解されているか、浸透しているかというお話でございます。

それにつきましては、先ほど来お話でございますように、機会があるごとに職員には対話、それから現場、それから市民目線というのをしっかりとやりながら市政を行うようにということは常々申し上げているところでもございます。そういったことで、管理職員につきましては、常日ごろから仕事初め式、また年度初めの辞令交付式の席というところで私のほうからずっと市政運営に対する考え方、そして仕事に取り組む姿勢というようなことも管理職員等には訓示を通じてお話をしているところでもございます。

また、そのほか一般の職員に対しましては、毎年年度当初4月1日の日に全職員向けに私のことし1年の市政に対する取り組み、そしてまた仕事を行う上で職員が気をつけながら、そしてそういうことを頭に入れながら仕事を進めるようにということで、庁内LAN一斉に職員に通知を出して、こうした私の姿勢、そしてまた予算等々の重点事業の進め方なども周知をいたしておるところでもございます。

また、先ほどと重複しますがけれども、月2回幹部会議等やっておりますけれども、その都度こういったことも折に触れてお話をしながら、幹部職員等を通じて職員にこういった考え方を理解して

いただけるように進めておるところでもございます。

そのほか、過去2回もそうでしたけれども、当選し市長になった一番最初の年に、私がいわゆる講師になりまして幹部職員等々を会議室に集めまして、1時間ちょっとの講義をやってきております。そしてまた、全職員を対象にそれぞれの各庁舎に出向きまして、ランチタイムミーティングというようなことで、職員の皆さん方と、それぞれ階層ごとの皆さん方との意見交換会というようなことでやらせていただきまして、こうした意識の共有というように進めてきたところでもございます。

また、今回3期目にも当選させていただきました。今回も改めて、新年度に入りましたらランチタイムミーティングというような形で、全職員を対象にした意見交換会というのもやっていきたいと思っておりますし、また私が講師になりまして管理職員等々への講話等もさせていただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、こうした私の市政に対する基本姿勢をしっかりと皆さん方に理解していただき、そして全職員が知恵を出して、汗をかいて、そして市民の皆さんと一緒に住みよいまち日本一、さらに元気で笑顔あふれる本巢市づくりに引き続き取り組んでいきたいというふうに思っていますのでどうぞよろしくお願いいたします。

[15番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

今、勉強会を開いたり、職員と会って自分の思いを語って意思の疎通を図っておるというようなことを言われたんですが、今、本当に市民の皆さん方と直接話をして、いろいろなことをするというのは、それぞれのところに地域調整課等々があるわけですが、本当に地域調整課の職員さんたち、一般の市民が来て書類を見てなかなかわからない中をきちっと理解してもらい、書類を書くことを導き出すというふうなこととか、今、糸貫とか真正に分かれているわけですが、なかなか市長さん、副市長さんがそこへ行っておいおいおーいと言って声をかけるのも大変難しいと思うんですが、その点、職員の末端というか受け付けをする人たちにまで声が届いているかどうか、もう一度確認のためをお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての再答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

改めて御質問をいただきましたので、お答え申し上げたいと思います。

それぞれ現場で、窓口で直接市民の皆様方と接しているところまで本当にどうかというようなお話でございますけれども、今、後藤議員のお話にございましたように、市民の皆さん方に丁寧いろいろとお話をさせていただいているということは、まさしく私がいつも申し上げていることが現場

で生かされているというふうに私は思っております、私がいつも申し上げておりますのは、公務員というのはサービス業ですよ。そしてまた現場主義です。絶えず現場の中に課題があって、解決の糸口もそこにあるということで、丁寧に親切に市民に接するように、これがサービス業である公務員の第一の考えだよということを申し上げておりますけれども、今まさしく後藤議員のほうから、そういった市民の皆様方に丁寧に親切にやっていただけるということは、私が常々申し上げていることがそれぞれの現場の第一線の窓口でやっていただけるということで、大変心強いと思っておりますし、これからもそういった姿勢を壊さないように、絶えず市民に親切に対応することをしっかりと徹底できるように、これからも引き続き指導、また協力をいただけるようにお話をしていきたいというふうに思っております。

〔15番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

ありがとうございます。

今、市長のサービス業だという考えは本当に大切なことで、普通の一般の会社なんかは、それを常々上司が話をしながら、窓口へ来てもらったお客さんには本当に笑顔で立って頭を下げた挨拶をする、そして心から歓待をするということがやはり一番大事じゃないかなということを思いますので、ぜひその点を職員みんなに理解してもらえようお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

基本政策、市長は6つ上げられております。その中で、基本政策の一つの中に地域資源を生かして活力を創造するまちづくりというふうなことを言ってみえます。その中に、本市には豊かな自然を背景とした数々の観光資源がありますと言ってみえます。自然を背景にしたそういう中で、清流根尾川も豊かな自然、そして観光資源だと思いますし、緑豊かな山も立派な観光資源だと思いますが、その点、市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

2点目の御質問にお答え申し上げたいと思います。

まずもって、今、後藤議員のほうから御指摘もございました清流根尾川、そして緑豊かな山が観光資源だというふうに今お話がございましたが、まさしく私もそのとおりだというふうに思っております。そういったことから、第2次総合計画の施策の基本方針におきましても、豊かな自然環境や歴史的な地域資源を生かした観光施設の充実と、根尾川観光協会を中心とした観光推進体制の確立を図りつつ、市の魅力をより広くPRし、流入人口を増加させますというふうなことを今回の第2次総合計画の施策の基本方針にも掲げておまして、まさしく今、後藤議員のほうから御指摘いた

いただいたことを前提に、観光資源として活用していこうということをやっていますし、そういう方向で観光振興というのをやっていこうというふうにしてあります。

清流根尾川は言うまでもなく、アユ釣り、それから川遊び、またキャンプ地として、また根尾川の溪谷というのは大変きれいですので、溪谷美の鑑賞というようなことで多くの人に親しんでいただける川でもございます。

また、緑豊かな山というのは、能郷白山、また文殊の森、淡墨公園等々、こうして皆さん方に登山またはハイキングコースというような形でお使いいただいている。また、現在はこうした自然環境、森林を生かした森林セラピー事業というのにも活用ということで今取り組んでおるところでもございまして、このように清流の根尾川、また緑豊かな山というものをこれからも立派な観光資源として、本巢市の伝統芸能から淡墨桜等と同じように大事な観光資源としてこれからも活用していきたいと思っております。

今後もそういったことから引き続き、清流根尾川とか緑豊かな山というもののPR、四季折々のPRをしていきたいなというふうに思っております、いろいろ観光情報の発信に努めながら観光客の誘致、交流人口の増大に生かしていきたいというふうに思っております。

[15番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

今、市長のほうから根尾川や山も立派な観光資源だということを知っていて、ほっとしているわけですが、それはなぜかという、市のある幹部の方が、山なんかは観光資源じゃねえよと言ったとか言わんとか、そういうことをちょっと聞きました。しかし、本巢市の86%という山を持っているこの本巢市においては、せっかくある山をきちっとした観光資源と見、それを観光資源に生かしていく政策というのは本当に大切なことじゃないかなあということを思いますし、今、山ガールとか、ここら辺ではなかなか山ガールとはいきませんが、山じいさんとか山ばあさんとか健康のために、また福祉増進というふうなことからも山に親しんでみえます。

その中で、文殊の山も年間6,000人以上の方が行ってみえるという話も聞きますし、今ちょうど外山のほうにも山を開発しましてそちらのほうにも来ていただいております。外山のほうの山、大茂山というんですが、そちらにも先日小学校へ行って話しておりましたら、滋賀県のナンバーの人が夫婦でお見えになって、この大茂山に登るんだということを言われたそうです。

ぎふ百名山ですかね、その中に大茂山も載っているということで、そういうふうにあちらこちらからこの本巢市内の山を目指して、当然、能郷白山はそうですし、見えるということでもあります。そういう見える人のために、今、山をきれいにしよう、山を開発しようということで、のこぎりやなたを持って地域の人が一生懸命登山道を開発したり、道しるべを自分たちで手書きでつくって持って行って一生懸命やってみえます。

そんな中で、先日もある会の方たちが文殊山へ登ろうという企画を立てて、そのコンセプトとし

て、樽見鉄道を使って近くの喫茶店等でランチを食べて、山に親しんでもらおうということでやられました。参加は67名ちょっと、新聞とか何かでやったわけですが、67名の参加があり、そのうち喫茶店でランチを食べられたのが52名ということです。そして、その後には大茂山へ登ろうという計画を立てて、その時は全部の参加者が48名の中、35名が樽見鉄道を使って見えて、佐原の喫茶店で13名がランチを食べられたということです。

今、市民レベルで山を開発したり、開発も乱開発ではなしに、温かい開発、そして地域の喫茶店、食堂を使ってそこでお金を使ってもらい、樽見鉄道に乗ってきてもらい、樽見鉄道のことにも力を入れたり、いろいろなことで市民レベルの中でやってみえる、そういう会が今三つ、四つあります。

それで、自分たちの労力を使って現地を開発し、自分のところの山になれ親しむということをやってみえますが、どうしてもその道しるべをあちらこちらに立てようと思うと、それぞれのところでやっている人が、ずうっと1年、2年、3年というきちっとしたものをつくろうと思うと、なかなか大変だということで、そういうことにちょっと市として協力していただけたらありがたいなあというような声も出ております。

そこで、今度質問としては3番目になるわけですが、市民協働ということですね。人材の育成や市民活動が活発な元気なまちということで、市民協働のまちづくりを進めるとありますが、市長はずうっと市民協働、市民協働ということでもう長年やってみえます。これをもっと市民の皆様方に訴えながら市民協働を促進し、市と一体となって本巣市を繁栄させるということに、いかが取り組んでいかれるか、お聞きをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、3番目の市民協働につきましての御質問にお答えを申し上げたいと思います。

先ほど来、後藤議員のほうから、現在それぞれ本巣市内の皆さん方で市民協働の事例のような形で活動のお話をさせていただきました。私もこういった外山地域の皆さん方ともいろいろとお話もさせていただいておりまして、今回の予算におきましても、できるだけこうした皆さん方の活動というのを支援していこうということで、新年度にはそういう方向の予算も検討をさせていただいたところでもございます。

これからも、こうした市民の皆さん方が自発的にいろいろやっておられるものを、側面的にできるだけのことを支援しながら、市と一緒にこうした地域の活性化、活力の増強・創造というのに努めていきたいなというふうに思っております。

そういった中で、今、御質問いただきましたので、今まで進めてきた市民協働ということにつきまして少しお話をさせていただきたいというように思っております。

本巣市は、平成25年3月に本巣市市民協働指針を策定いたしまして、市民が主役のまちづくりというのを進めるために、それに基づきまして幾つか事業を展開したところでございます。1つは、

まちづくり学校の開催という、いわゆる地域づくり・まちづくりをやっていける人材を育てていこうということで、まちづくり学校の開催をやらせていただきました。

また、合併10周年を契機に市民提案事業というのやらさせていただきました。これは市民の皆さん方が自主的に計画して実行すると、こういう事業を市民提案事業というようなことで側面的に支援していこうということでやってまいりました。これはまた新年度も引き続きやる予定にいたしておりますけれども、こういった事業。

それから、地域コミュニティー支援事業ということで、ボランティアの形で市民の皆さん方に子ども子育て等々にも御支援いただけるような、地域コミュニティー支援事業というような事業もやってきたところでもございまして、こういったいろいろな事業をやりながら、人材育成とかこうした市民協働のモデル事業というものの推進に取り組んできたところでもございます。

また、こうした中でちょっと残念なお話も先ほど後藤議員から聞きましたけれども、山が何だとかんなもんかというような、せっかく市民の皆さん方が山に対する関心を高めるためのいろいろな行動をしているものを、心ない山を卑下するような発言があったということは大変残念ではありますけれども、そういう市民の皆さん方が一生懸命取り組んでおるといのは、市の職員もしっかりとサポートしていかなければいけないというようなことで、まず市民が市民協働について十分理解することが必要だということで、昨年とことし、外部の専門の講師を呼びまして市民協働研修を実施させていただきました。まず市の職員もこういった市民協働への意識改革というのをしていこうということで現在取り組んでいるところでもございます。

また、そうした中で本巢市の市民協働まちづくり推進委員会などが市民の皆さん方にご参加いただいて、有識者等も入って委員会が設置されておるわけですが、そういう委員会におきましてこうした市民活動の支援、または地方発信それから人材育成ができるようなそういうことをサポートできる、いわゆる市民交流の拠点ということで、市民協働サポートセンター、仮称ではございますけれども、こういったセンターの整備に向けた協議を現在行っているということで、できるだけ早くこの具体化にこぎつけていただければ、このサポートセンターを活用し、市民の自主的な活動を支援することができる体制がなお充実していくということで、一日も早い皆さん方の御意見の一致を見てサポートセンターの設立に取り組んでいきたいと思っておりますし、これができることによって市民協働のまちづくりを一層推進していけるんじゃないかというふうに思っております。

〔15番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

今、伺いました市民協働サポートセンター、本当にいいことだなあということを思います。市民協働に関しましては、市の補助金を出してやるという気持ちじゃなしに、やはり市民が一生懸命地域のため本巢市のために働いておる、それに対して、ぜひ補助金を使ってくださいという心の職員の姿勢、それがやはり一番大事じゃないかなあ。それが本巢市を発展させる一番重要なことじゃ

ないかなということを思います。

市長が所信表明の中に、「本巢市に住んでよかった、これからも住み続けたいと実感していただくために、本巢市の特性である、助け合いの心と人のぬくもり」というふうに書いてありました。この本巢市の特性である助け合いの心と人のぬくもり、この人のぬくもりが、そして助け合いが市民協働に大きくつながる心じゃないかなあということを思うんですね。そうすると、やはり行政のほうも本当に一生懸命やってくれる、そのためにはならこれを必要か、これを助けてあげたいという、補助金を出してやるという気持ちじゃなしに、出させてほしいという気持ちで、ぜひそのサポートセンターを立ち上げて、市民と本当に協働でやっていただきたいなあということを思うんですが、本巢市の特性である一番大切な言葉じゃないかなあということを思うんですが、「助け合いの心と人のぬくもり」というのを市長はどのようにお考えか、再度質問します。

○議長（大西徳三郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お答え申し上げます。

まさしく助け合い、また人のぬくもりというのが、まだまだ脈々と息づいているのがこの本巢市でございます。近年、人の心の荒廃ということをいろいろ言われておりますけれども、まだまだこの本巢市はこういった人のぬくもり、人の助け合い、それぞれの助け合いというのが残っている地域でもございます。これは、住みよさ、住みよいまちというものと観念的な問題でありますから、ちょっと難しい部分はありますけれども、数値的では住みよいまちと言われておりますけれども、その数値以上に、私自身も心の尺度でなかなかはかれない部分でありますけれども、住んでみて本当に人のぬくもり、そして助け合いの精神というのがまだまだ残っている大変いいまちだというふうに私は自分自身でも自画自賛をいたしております。

数値以上に本当にいいまちだというふうに思っており、これは急にできる問題ではなくて、やはり先祖代々ずっと昔からこういった伝統が地域の中で残ってきている、これが新しい市になりました、そしてまたこういった都市化が進んでまいりましても、まだまだそういう気持ちが残っている。これは大変大事にしなきゃいけないし、これから少子・高齢化で人口減少の時代を迎えて、ますますこうした助け合い、人のぬくもりというのが要求される時代になっていくんじゃないかと思えます。こういうものを大事にする政策、事業、そして市政推進というのを引き続いていかなければならないと思っていますし、そのためにもそういうものを発揮できる場というようなことで、助け合い等々で使える市民協働の中心になるようなサポートセンターというものを、そういう観点に立ってサポートセンター等を設置していただいて、今後のまちと市民とが一緒になって手を携えて地域づくりまちづくりに取り組む拠点にしていただければというふうに思っていますし、我々も最大限の協力をしながらこの事業を推進していきたいというふうに思っております。

[15番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

ありがとうございます。市長がそういう考えで見えるということは、現場主義においても対話主義にしても、市民目線にしても、こう思えるわけですが、それは市長の部下である職員さんにきちっと伝えて、その気持ちをぜひ大きく膨らませてほしいなあということを思います。

僕も33年前に本巣へ帰ってきたわけですが、そのときに隣のおばあちゃんが、「よう帰っておんさったのう」というその一言が、ああ帰ってきてよかったなあということを思ったわけですね。

今、空き家対策等々で、空き家がたくさんある中で、誰かに入ってきてもらいたい、貸したいという思いがあるわけですが、そういう人が見えたときに、「おまえ、ようこんなところへおんさったのう」と。そして、大根1本でも持って行って、「これ食ってくんさい」という、そういう気持ちが地域をもっと発展させ、活力あるまちにできるんじゃないかなと思いますので、ぜひ今後4年間、市長におかれましては市政運営をよろしくお願いを申し上げまして、これで一般質問を終わります。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

続きまして、18番 鵜飼静雄君の発言を許します。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、4点通告してありますので順次質問いたします。

第1番目は、障がい者や高齢者の外出支援についてであります。この問題については、たびたび質問をしまいましたが、12月の議会でもこの問題について質問し、民間事業者において準備中だという答弁がございました。けれども、残念ながらこの話については御破算になり、改めて仕切り直しをしなければならないという状況にあります。そういう中で、今後の方針についてお伺いをしたいわけであります。

今回の第2次総合計画でも、改めて外出支援の重要性に触れています。主な事業の中に、高齢者に対しては外出支援事業、障がい者に対してはお出かけ支援という事業を明記しています。この間の経過を考えると、総合計画にうたって、そして民間にお任せという状況では現実にはなかなか進まないだろうというのが実感です。

かつて、介護のデイサービスについて言いますと、民間でほとんどやられていない、そういうふうな状況の中で公の施設でデイサービスが始まって、だんだん広がって今では民間が多くなったということで、公の施設の利用が逆にどんどん少なくなって、真正のデイサービスについては今度閉鎖するという状況になっているわけですが、そのように物事の始まりは、やはり市、あるいは社会福祉協議会といった公的な機関から進めていかないと、現実にはなかなか進まないんじゃないかというふうに考えています。総合計画の主要な事業として位置づけているこの外出支援について、今後どのように進めていく考えなのかをお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、障がい者・高齢者の外出支援につきましてお答えをさせていただきます。

12月議会で答弁させていただきました障がい者等の移送サービスについて、NPO法人「やっとかめ」が本市にて福祉有償運送の運営を行いたいとの申し出によりまして、本巣市福祉有償運送運営協議会を開催し、本市内での福祉有償運送の協議が調い、その後、NPO法人やっとかめが中部運輸局岐阜運輸支局へ書類を提出する予定であると報告しました。

しかしながら、NPO法人やっとかめより、事業所の運営全般を担当する人の調整がつかなくなり、人命にかかわる旅客輸送を人材不足で運営することは困難であるとの判断によりまして、平成28年1月に本巣市における福祉有償運送の取りやめについての書類提出がありました。

本市ではNPO法人による福祉有償運送の運営実施を期待しておりましたが、残念な結果となってしまいました。このため、1月22日に本巣市社会福祉協議会と再度福祉有償運送につきまして協議を行い、社会福祉協議会での福祉有償運送の実施について調整を図りましたが、実施の有無について回答はいただけませんでした。

本市といたしましては、議員言われるように、第2次総合計画に載せてあります障がい者・高齢者の外出について、今年度からは重度障がい者タクシー利用助成事業を実施しており、来年度からは高齢者タクシー利用助成を実施する予定でございます。

また、障がい者・高齢者の移動手段の確保につきましては、福祉有償運送による実施も重要な施策と考えており、今後も引き続き本巣市社会福祉協議会と協議を重ねまして実施に向けて検討してまいりたいと思います。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今、部長の答弁の中でもありましたタクシー助成について、今年度は重度の障がい者、新年度からは高齢者、これもいずれにしても非常に限られた人たちを対象にしています。全体的な外出支援ということを考えれば、それで十分だということには全くならないということは共通認識だろうと思います。

そこで、社会福祉協議会と引き続き協議をして実施に向けて取り組んでいきたいということですので、方向性としてはそれで結構なんです、1つは期限の問題だね、いつまでに決着つけるというふうには言い切れないとは思いますが、いついつをめぐりに協議を精力的に進めていくとか、あるいは社会福祉協議会にとっては、例えば今の体制のままでこれをやろうとすると、さらに仕事が増えるだけで受け入れがたいという部分があると思うんですね。もしやるとしたら、社会福祉協議会の体制をどう整えていくのか、市がそれをどうバックアップしていくのか、そういう具体的な体制の問題も含めて話し合いをしていかないと進まないだろうというふうに思います。その点につ

いての認識だけお伺いしていきたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

1点目の、いつまでということにつきましては、まだ現在ここではちょっと申し上げることができませんが、2点目の社協等の職員体制も考えながら市が支援等していくという御意見がございました。車両等も必要になってきますし、また運転される方、あるいは運転手等の手配をする方等も必要になってくるということは重々承知しておりますが、今後、社会福祉協議会の中で市がどのような支援をしていけばよいかということを検討しながら協議を進めてまいりたいと思っています。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、2番目に移ります。

2番目は、子どもの貧困対策についてであります。年々日本の貧困率が上昇してきています。子どもの貧困率は、特に速いペースで、通告書に2014年と書きましたけれどもこれは間違いで、2014年に発表をされた2012年の数字です。だから、2012年の貧困率が16.3%と、日本全体の貧困率を初めて上回ったというふうに言われています。すなわち、約6人に1人の子どもが貧困だということになるわけであります。

こうした中で、一昨年子どもの貧困対策の推進に関する法律というのができました。この法律に基づいて、それぞれのところでそれぞれの地域に合った子どもの貧困対策というのを考えていくことが求められています。

まず第1番目にお伺いしたいのは、本巢市の子どもの貧困率もしわかれば結構でありますけれども、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、ただいまの本巢市の子どもの貧困率にはつきまして、お答えをさせていただきます。

子どもの貧困率とは、平均的な所得の半分未満で暮らす18歳未満の人数の割合でございます。最新の厚生労働省が実施した国民生活基礎調査によりますと、国全体で16.3%になっております。また、本年3月1日の山形大学、戸室准教授の調査結果によりますと、都道府県別で岐阜県におきましては9.4%となっております。現段階での市町村単位での数値は出されておられません。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

子どもの貧困というものが社会問題になっているということについては、認識は共通だろうというふうに思います。第2次総合計画の中でも、子どもの貧困という文言が含まれています。けれども、残念ながら、ではそれに対してどういう施策を講じていくのかというところについてはまだ触れられていません。

先ほど申し上げた法律に基づいて地方自治体がやるべきことについて、義務的ではありませんけれども法律の中でも示されています。ただ、地方自治体といっても都道府県を対象にしています。その中で、都道府県は子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとするということで、努力義務にすぎませんけれども、しかしこのことを各都道府県に国が推奨しているわけですね。

岐阜県の状況を見ますと、必ずしもこれに沿って計画をきちんと立てているというふうにはとても思えませんけれども、それはそれとして、本巣市として子どもの貧困対策についてこれまでさまざまな施策を講じてきている、そしてまた新年度も講じていくということはございますけれども、ただ、それらを総合的に把握しながら、今何が必要なのか、これから何が必要なのかということをご各部署で考えていく必要があると思うんですね。それをまとめて、方向性、計画を策定していくということが求められているのではないかとこのように考えます。

そういう観点から2番目の質問ですが、健康福祉部そして教育委員会それぞれでこの貧困対策についての考え方をお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長及び教育委員会事務局長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、支援計画・対策はにつきましてお答えさせていただきます。

平成26年1月に施行されました子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づきまして、県では岐阜県少子化対策基本計画の中で、子どもの貧困対策計画が策定されております。平成27年3月に策定されました第3次岐阜県少子化対策基本計画では、子どもの健やかな成長支援策として、子どもの貧困対策の推進が明記されております。

本巣市における子どもの貧困対策といたしましては、児童手当の支給、保育料の所得に応じた利用者負担額の軽減措置や、第2子、第3子以降の減免措置、児童扶養手当、母子・父子自立支援などひとり親世帯支援、さらには第3子以降の出産祝い金など、さまざまな子育て支援が子どもの貧困対策にも配慮したものとなっております。

これからの子育て支援事業につきましては、本巣市総合計画及び本巣市子ども子育て支援事業計画に基づきまして、関係各課とも密接な連携を図りながら計画的に実施しているところでございま

すが、今後、計画の見直し時において、子どもの貧困対策についても計画の中に入れていくことを検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

それでは、支援計画・対策についてお答えさせていただきます。

教育委員会では、経済的理由のため就学困難と認められる児童及び保護者に対し、就学援助費を交付することにより義務教育の円滑な実施に資するものとしております。

現在の就学援助費準要保護の状況であります。小学校では98名、児童全体の4.5%、中学校で60名、生徒全体の5.4%となっております。また、畑中茂樹奨学金交付要綱によりまして、毎年3人に対しまして月額1万円の支援を3年間行っているところであります。

また、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進するため、園児につきましては第3子以降の給食費を無料に、そして第3子以降の児童・生徒につきましては、給食費を納付していただいた分を地域振興券で交付する制度を平成28年度から実施予定であります。

御質問の計画的な対策の推進の必要性への見解であります。全ての子どもたちが安全で安心して、夢と希望を持って学べる環境をつくっていくためには、幼・保・小・中と途切れのない連携した支援ができる体制づくりが大変重要であると考えております。今後は子どもの貧困対策の推進に関する法律を踏まえまして、総合的に推進していけるよう国・県の動きを参考にしながら、学校、福祉、子育てなどのさまざまな担当部署と連携を図り、支援計画が計画的に図れるように協議をしまいたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

念のために申し上げますと、先ほど申し上げた法律の中で、あくまでも都道府県ですけれども、やるべきこととして先ほど申し上げた計画をつくるということと、そのほか具体的な中身としては、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援というような、あるいはまた調査・研究、こういう項目が含まれています。法律の中に。今それぞれ言われたように、この法律にのっとった施策を市としてどう考えていくのかということについて、さらに調査・研究し、他部署との連携もということでは言われました。

これらを計画的に進めようと思ったときに、どうしても計画が必要なんですね、健康福祉部長は、次、計画の見直しのときというふうに言われました。それはそれとして、ここで企画部長にお伺いしたいんですけれども、先ほど申し上げたように総合計画の中でも子どもの貧困ということが触れられていますけれども、具体的な方向性が示されていない。総合計画は基本計画があり、それに基づいて実施計画が立てられているわけでもありますけれども、そうした中でぜひその方向性

を具体化してほしいというふうに考えておりますけれども、お考えをお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

ただいまの御質問いただきました、今後総合計画におきまして、特に総合計画の中の基本計画で定めた施策につきましては、実施計画におきまして、今後具体的な事業内容を示すとともに事業を実施していくという手順になっていこうかというふうに思っております。

そういうことで、ただいまのようなことにつきましてもしっかりと実施計画に位置づけをして、事業を実施していくということになってまいると思います。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

この問題は今後の推移をまた見ていきたいと思えます。

3番目に入ります。職員の処遇についてということで2点上げてあります。

正規あるいは非正規を問わず、職員がやりがいを持って働ける環境づくり、処遇をつくり上げていくことが求められているというふうに考えております。その中でまず第1点目に、留守家庭教室の指導員といますか、子育て支援員といますか、言葉遣いはまた後で触れますので、とりあえずここでは指導員というふうにしておきますけれども、指導員の処遇についてということでありませぬ。

今年度までは、留守家庭教室で子どもの面倒見ていただく方に、常勤の指導員と代がえの指導員の2種類がありました。代がえの方は主に夏休みなど、長期の休業時に代がえでやっていただくというふうになっていると思えますが、広報「もとす」の12月号あるいはことしの1月号ですかね、そのあたりを見ますと、留守家庭教室の指導員そして今度新たに指導員だけでなく補助員という形での募集が載っていました。もう少し明確に言いますと、これまでどおりの常勤の指導員そして代がえの指導員、そして新たに常勤の補助員、代がえの補助員という4種類の募集が載っていました。そのことだけ見れば別はどうってことはないわけでありませぬけれども、そのことによって何が変わってくるかという、一番変わるのは賃金ですな。これまで代がえであろうと、常勤であろうと、指導員に時給1,020円が支払われていました。

今度、補助員を設けることによって、補助員については900円になります。そうすると、何が問題かという、これまで代がえで指導員をやってみえた方は、必ずしも保育士と同じ資格がなくても働いていただいていた。これまでと同じような形で今後も働き続けるけれども、たまたま資格がなかった人については、今度、代がえ補助として賃金の引き下げが行われるという結果になるのではないかということをお慮しているわけでありませぬけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは留守家庭教室職員の処遇につきまして、お答えをさせていただきます。

留守家庭教室の運営に携わる放課後児童支援員につきましては、これまで常勤の主任指導員及び指導員で対応し、常勤の指導員が欠ける場合は、あらかじめ雇用している代がえ指導員を加えて対応してまいりました。放課後児童支援員の資格要件は、条例により、保育士、社会福祉士、幼稚園教諭などの資格を有する者で、都道府県の実施する研修を修了した者となっていますが、代がえ指導員につきましては資格要件を必要としませんでした。

放課後児童支援員に係る賃金につきましては、1時間当たり主任指導員が1,130円、指導員及び代がえ指導員につきましては1,020円としてきました。本市では、平成28年度から根尾留守家庭教室、外山留守家庭教室を新設し、対象学年を小学6年生まで拡大することに伴い、放課後児童支援員の大幅な増員を含めた体制の強化が必要となってまいりました。

そこで、増員となる常勤の確保について資格者のみで対応していくことは、保育士の確保に苦慮している現状からも非常に困難であると判断して、無資格であっても県が実施する研修を修了した方につきましては常勤の補助員として雇用することにより、留守家庭教室の支援体制強化を目指すことといたしました。

そこで、常勤者で有資格者と無資格者の賃金が同額となり、資格要件が賃金格差に反映されていないことから、これまで常勤、非常勤及び有資格者、無資格者を問わず指導員と代がえ指導員の賃金額が同額の1,020円であったのを、有資格者である指導員については常勤、非常勤を問わず1,020円、無資格の補助員については常勤、非常勤を問わず900円とすることにいたしました。

さらに、現在代がえ指導員として雇用となっている方については、常勤雇用が可能になることを説明し理解を求めてきたところでございます。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

幾つか問題があると思っています。

1つは、一体全体、補助員と指導員、常勤でも代がえでも結構ですけれども、指導員の場合はきちんと仕事して、補助員の場合は少しの子どもだけみればいいんですか。賃金に見合った仕事を補助員にはお願いするわけですか。仕事の内容というのはどうなんでしょう。変わりますか。

これまで代がえさんで夏期の休業時などにはやっていただきましたね、先ほどいわれた常勤の人が都合悪いときにやっていただくといろんなことがありますけれども、そのときと違う仕事の状況になるわけですか、今度は。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

仕事の状況につきましては、余り変わりはないと思っております。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

仕事は変わらない。で、今まで資格を持った人で全てを賄えないということで、資格がなくても子育ての経験あるとかいろんな経験を踏まえて代がえの指導員としてお願いしてきたわけですね。この人たちにとって、今度仕事の内容は全く変わらないけれども、賃金だけ下げますよということはありませんか、普通、世の中で。それは全く合理性がないし、非常識だというふうに言わざるを得ません。

ましてや、有資格者とそうでない人との違いを設けるということであれば、有資格者の賃金を上げればいいじゃないですか。少なくともそうでない人は、今まで保障されていた賃金を引き続き同じ仕事の内容であれば支払っていくというのは当たり前のルールだと思うんですが、どうお考えですか。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

賃金単価につきましては、他の職種との均衡も必要になってくると思います。指導員賃金を増額することは、主任指導員の増額にもつながります。本巣市日日雇用職員の雇用、労働条件等に関する要綱におきまして、主任指導員の職種区分が専門的事務補助Aで、外国語指導助手、看護師、保健師と同じ区分となっており、留守家庭教室主任指導員のみ増額することは適当ではないと考えております。

また、指導員賃金は非常勤教育講師、保育士C、幼稚園教諭Cと同じ区分の専門的事務職Bとなっております。代がえ指導員の中には、非常勤教育講師の方も夏休みに代がえ指導員として雇用している方もお見えになります。このことから、指導員賃金のみ増額することは適切ではないと考えております。従いまして、補助員の常勤雇用に当たり指導員と補助員の金額格差をつけるため、補助員につきましては同じ区分である歯科助手と同額の900円にさせていただくということで設定をさせていただきました。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

おかしいと思いませんか。上げるのは難しいから、ほかの人を下げると。ということは、これま

で指導員と同じように働いてもらっていた、けれども今度は市の都合で、あんたはもう結構やから低い賃金にしてもらおうよと。使い捨てみたいな話ですね。今の世の中で、そういうやり方って、普通ありますか。常識的に考えてくださいよ。引き上げるのが困難だったら、他の部署との絡みもあってそれは再検討すればいいとしても、少なくともそれを理由にこっちは上げられないからあんたのところは下げますよという、それは全く矛盾じゃないですか。

今まで指導員として仕事をしてもらっていたわけでしょ、これからも同じ仕事をしてもらおうわけでしょう。でも下げますよと言ったら、今まで資格を持っていても持っていないでも1,020円同じように支払ってきたそのことは全く間違いだったということを認めるわけですか。だから、その是正を図るということなんですか。あと2回しか回数ないので、きちんと答えてもらわないと困りますけれども。

もう一度言いますと、今までのやり方が間違いだったというふうに認めるのかどうなのかと。まず、そこをはっきりと答えていただいて、最後の質問にします。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

補助員につきましては、特に資格を有しなくても補助員ができるということでございます。それで、本巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例がございまして、その第10条第3項第9号に高等学校卒業者等であり、かつ2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって市長が認めた者という条項がございまして。

無資格である補助員の方が2年以上の従事経験を踏まえ、有資格者である指導員としていくことにつきましては、できる限り配慮できるよう今後検討してまいりたいと思います。

○18番（鵜飼静雄君）

そういうこと聞いとらへんけどね。議長わかるやろ、そういう質問やなかったやろ、僕は。今のも1回に数えられたら、もうしゃべりようがなくなっちゃう。

もっと単純に聞いたがや。今までのやり方が間違っておったということを認めなければ、この話になってこないでしょう。だから、そうなのかということ聞いたわけだから。聞いたことに答えていただかないと、無制限にしゃべれるかということだけれども。

○議長（大西徳三郎君）

暫時休憩します。

午前10時11分 休憩

午前10時11分 再開

○議長（大西徳三郎君）

再開します。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

間違いということではなく、今回、見直しをさせていただくということでございます。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

もう終わりだということ。

○18番（鵜飼静雄君）

回数が終わっちゃいますが、100%言い逃れにしかすぎませんね。見直してね、今まで資格がなくても代がえしであっても、指導員として働いてもらっておったわけでしょう、その人を今度は補助員という名前にして賃下げをするわけですよ。ということは、来年度から指導員として1,020円で前と同じように払うためには資格を持ってもらわんとだめということになれば、27年度と28年度と市の考えが全く逆転して、今まで資格がなくてもやっていたことが間違いだったから今度見直したということならば、私は認めませんけれども理屈としては成り立ちますよね。でも、そうではないと言うのであれば、同じ仕事をする同一労働、同一賃金が当たり前でしょう。市がそういった労働基準法の基本的なことを守らないで誰が守るんですか。再考すべきだと、私は強く求めますが、改めて検討すべきですよ。合理的な理由はないわけだから。

だから、間違いは認めない見直しだ、そういう言葉で今回このままやり過ごすということについては到底認められませんよ。だから、再検討するということについてはいかがですか。もう最後なので。

○議長（大西徳三郎君）

暫時休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（大西徳三郎君）

再開します。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

職務内容を含めまして見直しは図りたいと思います。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

回数過ぎたので。意味がわかった人はあんまりないと思うんやけれども、職務内容を見直すというのはもとに戻すというふうにもとれるし、そうでなしに既定の方針どおりいくというふうにもとれますが、回数過ぎたのでなんですけれども、またその明確な回答については、さらに一般会計

の予算の中でお伺いをするなり、あるいは文教福祉委員会でも論議をされるだろうというふうに期待をしておりますので、いずれにしても間違いではないけれど見直すと、問題があるから見直すというのが通常なのに、そうではないという理屈は通らないということだけは心にとめて対応してほしいということを申し上げておきます。

時間がないので次、職員の処遇の2番目でありますけれども、再任用制度についてお伺いをいたします。

職員の再任用について、国は年金の支給年齢がどんどん引き上がっていく中で、雇用と年金の接続を図るということで、職員の再任用制度の推進を呼びかけています。市でも合併時に再任用に関する条例や規則が制定をされていきました。けれども、それは有名無実で来たわけでありましたが、26年の3月に再任用に関する事務取扱要綱が制定されました。ここまで要綱がつけられたけれども、なかなか再任用制度については本巣市においては進んでいないというふうに思っています。

そこでお伺いしたいのは、第1に岐阜県内の市における再任用制度の実施状況はどうか、お伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、岐阜県内の市における実施状況につきましてお答えをさせていただきます。

昨年度平成26年度の実績ではございますが、県内21市中、本市も含めまして17市において実施している状況でございます。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今、ちょっと気になりましたのは本市も含めてというふうに言われた。では、本巣市も含めてということですね。その辺はまだこれからお伺いしますが、とりあえずそれはお伺いしておいて、2番目に、先ほど言ったように26年3月に要綱ができた。この要綱の中では、市長は毎年11月末までに定年退職者等に対し再任用についての意向調査を実施するものというふうに定めています。この規定を実行しているのかどうか、また実行していたとすれば、その結果はどうか、お伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、再任用に関する意向調査の実施につきまして、お答えをさせていただきます。

本市におきましては、平成26年9月議会におきまして臼井議員の御質問にお答えをさせていただいておりますが、退職職員の再任用に当たりましてはフルタイム勤務職員での任用は行わず、職員適正化計画に基づく新規採用職員の採用を優先することで対応し、再任用は特段の事情のない限り、現職時の経験や知識を生かせる短時間勤務での任用を主としているというところでございます。

このようなことから、定年退職者には市の嘱託職員や他団体の臨時職員への再任用も含め、平成26年度からの再雇用の意向調査を実施しているところでございます。この調査の結果につきましては、平成26年度は定年退職者10名のうち8名が希望し、その全員をいずれかの方法によりまして再雇用したというところでございます。

また、今年度3月をもって退職をされます12名の退職予定者のうち、10名の職員が希望しておりますが、この10名につきましても再雇用をする予定でございます。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

ちょっと時間ないので省略しながらしゃべりますけれども、一番今回問題だと思うのは、何も知らずに今の説明を聞いておると、市はちゃんとやってくれてるなというふうに思う人もあるかも知れません。けれども、今の言葉の中で出てきたことで大きな間違いがあります。何が大きな間違いかということ、再雇用の調査をしたというふうに言われたけれども、先ほど言いました再任用に関する要綱の中では、再任用に関する意向調査をやることになっているんですね。やらなければならない義務規定ですこれは。再任用ですよ。今言われたのは、再雇用です。

再雇用と再任用は、似ているようでも違うんですね。雇用というのは市の中で雇わなくても、外郭団体、よそでもいいわけです。でも、再任用というのは、市の中での任用でしょう。だから、その違いがあるし、あくまでも明確に書類も、再任用の希望について下記のとおり報告しますということで、意向調査書というのがあります。ここには明確に「再任用の意向調査書」というふう書いてあります。なぜ、せっかく市みずからがつくった要綱に基づいて調査をしないのか、それが一番の問題だというふうに思っています。

だから、私は本巢市が再任用制度をやっているなんてことはさらさら思っておりません。最初、本巢市を含めてやっているというふうに回答されたけど、17市やっているというふうに言われたけれども、私がやっているというふうには認識できないのは、そこに原因があります。どうでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

私どもといたしましては、再任用も含め再雇用の意向調査ということで実施しておりましたが、議員おっしゃるように、今後はきちっと要綱に沿って対応をしまいたいというふうに思っております。

確かに、再任用と再雇用というのは厳格に使い分けをするべきであろうというふうには今思っております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

少なくとも、来年度からしっかり要綱に沿った形でやってほしいと思います。

では、最後の4番目に移ります。

市の庁舎の統合問題についてであります。この統合の問題、市の庁舎をどうするかということについては、合併時に当たっても非常に論議をされたところであります。分庁方式でいくのか、現在あるところのどこかにまとめるのか、あるいは新たにつくるのか、数々の論議がなされた結果として現在の分庁方式に落ちついたわけであります。それが未来永劫続くものというふうにいるわけではありませんけれども、そのくらい住民の関心事でもあり、微妙な問題をはらんでいるというふうには私は思っていますし、これからのまちづくりにも大きくかかわっていく重要な問題であるというふうには思っています。

そういうことで、庁舎の統合検討委員会がつくられ、その審議が2月1日、10日、3月3日とこの間立て続けに行われました。この中で聞くとおるところによりますと、当初市が思っていたようにはなかなか進まなかったというふう聞いておりますけれども、そのあたりの経過、またどのような意見が出されたのか、それに対して市の考えはどうなのか、そのあたりについてまずお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、庁舎統合検討委員会における審議結果につきましてお答えをさせていただきます。

庁舎統合検討委員会につきましては、2月1日を初回といたしまして、これまでに3回の委員会におきまして、庁舎統合に関する基本方針につきまして御協議をいただいたところでございます。

まず、2月1日開催の第1回の委員会におきましては、危機管理体制の強化や分散している組織の集約化を図るため財政負担を考慮した上で、既存の施設を最大限に活用した庁舎統合とする基本方針の素案につきまして御説明の後、御協議をいただいたところでございます。

また、2月10日開催の第2回の委員会におきましては、庁舎統合の基本方針案といたしましてどのような形で統合するのか、現庁舎をどうするのかといった具体的な案につきまして御協議をいただきました。

また、3月3日開催の第3回の委員会におきましては、具体的な増築案を御提示いたしまして御意見をいただいたところでございます。

次回は明後日の17日に開催いただき、委員会としての意見を取りまとめていただきたいというふうに考えております。

今までの3回の委員会でいただきました御意見から、災害時等における危機管理体制の強化や、行政組織における連帯感の醸成を図り、現施設の老朽化への対応や整備に要する財源確保の観点から、統合することに対しては一定の御理解を得られたものというふうに考えておりますが、庁舎を統合する場所や方法につきまして、長期的な展望を踏まえた庁舎統合の整備を検討する必要があるといった御意見もいただいているところでございます。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

当初、今定例会の始まりに当たってこの庁舎検討委員会の報告がなされる予定でありました。ということは、2月1日に初めて検討委員会を開いて、3月の上旬にはもう報告をする状態にもっていこうというのが市当局の思い、もうちょっと嫌な言い方をすれば思惑でした。でも、残念ながらそのような結果にはならなかったというのが現実のようであります。

こうなった原因には、やっぱり進め方に問題があったのではないかというふうに思わざるを得ませんが、市長は今回の所信表明でも市民の皆様の声をよく聞く、現場主義、対話主義、市民目線を市政運営の基本姿勢と改めて強調しています。今回の統合問題の進め方、あるいは検討委員会のあり方等を見ておまして、この市長の観点、視点が活かされているかということ、甚だ疑問に思わざるを得ません。市長はこの点についてどのように総括をされているのでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、庁舎統合検討委員会の進め方に少し問題はなかったのかというお話でございます。

庁舎統合検討委員会で御審議いただいている基本方針というのは、先ほど企画部長のほうから御答弁させていただきましたとおりでございます。常々申し上げておりますように危機管理対応とか行政組織の効率化、いわゆる老朽化した庁舎でありますので、そういったことへの対応を行うために統合ということを考えていけないといけないというようなことですね。そしてまた、財政負担、新しく庁舎を建てるとなると財政負担が出てくるということで、その財政負担ということも考えていかなきゃいけないよと。そしてまた、そういった中で既存の施設を最大限に活用したらどうだろうというようなことがありまして、財源ということで合併特例債を活用し財政負担を少なくする、そういうことを内容とした統合案の審議を3回にわたって今御審議いただいているところでございます。

こうした中で、先ほど来お話をいただきますように、市民の声をよく聞けとか、現場云々という

話が言われました。今回も当然そういう観点に立って市民の意見を伺うということで、検討委員会というのを今現在やっておるわけでございます。このやり方につきましては、何にもなくていきなり市民に最初から合併の統合はどうかということを使う案と、こちらのほうで案を出して、審議会等、委員会等で検討していただいたものを市民に御説明して御理解をいただく、そこでまたいろいろ問題があれば、またそこでやっていく。検討委員会というのは、別に決定機関ではございませんので、検討委員会で御審議いただいたものを、また市民の皆さん方にお聞きするという方向で進めてきたところでございます。

今回そういう順序を最初から聞くんじゃなくて、とりあえず委員会で云々というふうに言いましたのは、合併して先ほど来、鶉飼議員からもありますように、合併して当初もこういうお話もございました。しかし合併して12年が経過いたしまして、議会等々でも統合の必要性というのはたびたび御指摘もいただいておりますということから、今回先に私ども専門の検討委員会のほうで御協議いただいて、それをやっというふうなことで進めてきたところでもございます。

今回の庁舎統合委員会での御意見をお聞きしておりますと、先ほど来、部長がお答え申し上げましたように統合の必要性というものについては御理解いただいたというふうに思っております。

財源確保の問題とか、統合の必要性を踏まえたときに、時期といったこういうことも議論しなくてはいけないんですけれども、そういう課題の解決に加えまして、やはり何と言っても先ほどお話がありましたように、合併当初の話が出て、なかなかまとまらなかったというように、地域から庁舎がなくなることの不安というようなことから、統合する場所につきましてはいろいろとさまざまな御意見が出てきております。我々がこちらのほうから御提示した案でいいという御意見も伺いますし、またそうではなくて、やはり人口がある、もうちょっと南のほうがいいんじゃないだろうかとかいうような御意見も今出てきております。

こういったことから、今回のこの進め方というのは、こういう手順がどうのこうのいうよりかは、合併して12年たちましたけれども、なかなか地域間のこうした庁舎への思いというものがなかなか払拭できない、これからもこういう大変解決が難しい問題が出てきておるということでございます。

今度17日の日に委員会としての答申をいただくというふうに思っておりますけれども、庁舎統合につきましては、こうした市民の皆様方と、いわゆる検討委員会の中でもさまざまな御意見があるということでございますので、こうした意見をもう一度踏まえて、統合する場所、方法、時期等につきまして、引き続き慎重に検討していきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、地域間の意識の問題というのはなかなか簡単にできる話でもございませぬし、そうかといって、こういうものを急に独断で、そしてまた強制的にやるという問題でもございませぬ。私どもが常々申し上げておりますように、市民の意見をよく聞いて、そして市民皆さん方の納得のできる形でというのを時間をかけてやっていくのがいいんじゃないだろうかというふうに思っております。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

市長が最後に言われた、まさにこういった微妙な問題については、時間をかけてやるというのがどこでもそうなんです。なのに、私があえて今回申し上げたのは、先ほど言ったように2月1日、10日、3月3日、1ヶ月ちょっとで結論を出そうと、その出した結論を今定例会で報告しようという予定だったわけですね。それはないでしょうと言いたいわけです。

最初から、今最後に市長が言われたように、時間をかけてじっくり論議しながら、市民の意見を聞きながらというやり方をしていれば、そんなことはなかっただろうというふうに思います。

第3回目の委員会のときに提出されたスケジュールを見ますと、もうこの6月には用地の準備に入り、7月から用地の交渉に入っていこうと。設計業務についても、8月から入っていこうというようなことが示されましたね。総額どのくらいかかるかというのは、何にもなしで話にならないでまあいいとしても、概算事業費は31億というふうに書かれています。

こういったものを1カ月ぐらいで決めてしまおうと、もちろん検討委員会が最終決定するわけではないけれども、でも検討委員会でオーケーが出れば、市はそれを錦の御旗に進むんだということできょうこの計画が立てられたわけです。だから、そういうやり方についてはおかしいだろうと。例えば隣の大野市なんかを見ていまして、庁舎の問題でいろいろすったもんだありまして、相当時間をかけて論議がされたということを知りました。これはどこでもそうだと思うんです。

30年という合併特例債の期限を設けて、それに合わせてやる、そのためには逆算していくと1カ月で結論出してしまうしかない、ことしの7月から動き始めるしかないというやり方は、やはり住民不在のやり方だというふうに言わざるを得ません。だからそういう意味で、市長が最後に言われたように仕切り直さだというふうに理解していけばよろしいですか、市長。

○議長（大西徳三郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

いろいろ鵜飼議員の思いということで言われたというふうに思っております。いずれにいたしましても、今回の庁舎統合云々というのは、もう合併して12年たちまして、そしてまた議会でもたびたび庁舎統合という御質問をされ、お答えし、そして市民集会等でもいろいろなお話をさせていただいて、統合の必要性というのは認識しているということで、今回提案させていただいた。そして、それをやるとした場合に、特例債の問題、財源の問題を考慮しながら、今回のスケジュールで1つの案ということで提示をさせていただいたということでもありますけれども、議会等々での御質問、それからまた市民の皆さんの御意見というものの中で認識していたものと、市民の皆さん方が思っている、地域から庁舎がなくなっていく思いのほうが大変強いということでありまして、今後、財源の問題とか切り離してゆっくと慎重に皆さんの意見を聞きながらやっていくのがベターな方法じゃないだろうかとというふうに思っておりますし、また検討委員会の中でもそのような御意見が出ております。これは先ほど申し上げましたように、無理をしてやる話でもありませんし、基本的に

はこれ以外にもっともっと市のために、また市民のためにやらなきゃいけない事業がいっぱいありますので、庁舎が第一でやっていかなきゃいかんという問題でもございません。やはり何と云っても地域づくり、まちづくりをもうちょっと基本からしっかりと考えていく施策をこれからもやっていく、そういう中で庁舎の問題というのも合わせて考えていけばいいんじゃないかということで、もう少し時間を置いて皆さんと御議論をしていきたいなというふうに思っております。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

あと1分ありますので。

私として別に統合に反対をしているわけではないんですよ。一番問題は、何にせよ市の大きな事業、市民にも大きくかかわる問題について市民の意見、市民の状況をどう把握し、そういったことを踏まえながらどう進めていくかという、そのためには一定の期間というのが必ず必要なんです。1カ月で結論出せるものではないわけです。そんな当たり前のことが何でやられないのかということが、今回本当に不思議だったので、特に問題にしたわけです。

だから、市長が仕切り直しという言葉はなかなか使いにくいのかも知らんけれども、現実的には、今、市長が言われた内容は仕切り直しだというふうに理解できると。違うんですか。改めてみんなの意見を聞きながらということでしょう。ということは、そのことを普通、仕切り直しというんですよ。では、まだ回数ありますので、市長どうぞ。

○議長（大西徳三郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

お答えします。仕切り直しというのでなくて、市民の意見を聞きながら慎重に皆さんと相談しながらやっていくということであります。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

言葉はいろいろあっても、少なくとも今までこの間1カ月でやってしまおうと思ったことについては、思惑どおりいかなかった。少なくとも本巢市の4つの地域の自治会がありますが、聞くところによりますと、少なくともそのうちの2つの自治会では、全員こぞって今の市のやり方については反対だというふうに決定されたという話も聞こえてきます。

そうした中で、仕切り直しでなくて、ちょっとだけ手直しして進めていくという方法で納得されるというふうに思いますか。私は改めて仕切り直して、根本に戻って考え直しすべきだというふうに思います。

○議長（大西徳三郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

仕切り直しでなくて、統合の必要性というのはもう皆さん納得しておるわけですから、これに向かって進むことについては何でも仕切り直しでも何でもありません。場所と時期をどうするかというのが課題になっておりますので、統合することについての市民の皆さん方の御理解、今回の検討委員会の中でも別にそういう異論はないということです。根本的に仕切り直しということは庁舎統合云々じゃなくて分庁舎をそのまま残していくと、そして今の現状のままやっていくんだというようなものではないということです。

[18番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

最後、答えは結構です。

私が言っているのはそういう意味ではありませんよ。何回も言いますが、やり方がまずいと。その点については仕切り直しだということを申し上げておるといことです。終わります。

○議長（大西徳三郎君）

これで終わります。

それでは暫時休憩をいたします。この時計で11時から再開をいたします。

午前10時41分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続きまして1番 堀部好秀君の発言を許します。

○1番（堀部好秀君）

先日、フェイスブックを見ておりましたら、本巢市のキャラクターの「もとまるくん」のラインスタンプが発売されたというふうに載っていました。私も早速購入して、ダウンロードして使わせてもらっていますが、なかなかこれが好評で、私も「もとまるくん」のラインスタンプをつくったらどうかという提案をさせてもらった一人でありますので、喜んでいる次第であります。来年度は、ユーチューブによる市のPRも計画されております。こういった安価といいますか、「もとまるくん」なんかは収益も伴うわけですけど、こういったいい媒体を使うと大きな効果が得られると思っておりますので、これからも有効活用して行ってほしいと思っております。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

1番に、大規模災害時における行政の対応についてお聞きします。

先週、3月11日に東日本大震災が起きてから丸5年がたちました。改めて被災者の方々にはお見舞いを申し上げます。

今、テレビや新聞など各メディアでは、大地震に対するさまざまな角度から検証をし、今後に生かそうと報じられております。本巢市においても、大地震発生時には全市民が相互協力し、またいろんな団体や企業と災害協定を結んで、防災体制は整っていることと思っておりますが、対応の状況判断や指示をするのはやはり行政です。

本巢市は、今一般職員数が300人余り、避難所に指定されている場所だけでも31カ所あります。また、各部署においても、さまざまな担当業務が決められております。同時に、職員もまた被災者になるわけですから、全員がマニュアルどおりに対応できるとは限りません。本巢市全域が災害に遭うと仮定した場合も、今のままの職員の数では、かなり困難な状況になるということを危惧しております。

東海地震等の本巢市全域が被害に遭うと想定した場合、まず産業建設部として対応業務にどのようなものがあるか、お聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

議員御質問の、大規模災害時での事業部署として産業建設部の対応業務は何かについてお答えをさせていただきます。

まず地震の対応につきましては、市内で震度4が観測されますと、本巢市地域防災計画に基づき、休日・夜間を問わず、総務部と産業建設部の職員が参集し、災害準備・警戒本部体制を設置し、被害状況など情報収集や、的確な警戒活動と情報連絡活動を行うとともに、災害応急対応を進めさせていただきます。

震度5弱以上が観測されますと全職員が自動参集し、災害対策本部を設置することになりますが、産業建設部の主な業務のうち、初動対応としましては、商工観光、道路・河川、農業施設に係る被害情報の収集・報告や、観光客などの避難誘導などを、災害応急対応、復旧対応としましては、食料・飲料水・生活必需品などの緊急物資を受給するための緊急輸送路の確保を担うことになっております。

また、集中豪雨による大規模土砂災害などの対応につきましても、市内に大雨・洪水・暴風の全ての警報が発令されたときや、特別警報・土砂災害警戒情報が発表されたときは、状況に応じて災害対策本部を設置することとなっておりますが、地震の対応と同様の業務を行うことになっております。

なお、産業建設部におきましては、注意報の発表の段階から事前に各種情報の収集など連絡活動を行うこととしており、道路・河川のパトロールや土のうの搬出など、直ちに災害に対応できるよう準備体制を整えております。以上でございます。

[1 番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

堀部好秀君。

○1 番（堀部好秀君）

ありがとうございました。今お聞きすると、大変たくさんの業務があるわけですが、本巢市といますと南北に広く、大変広範囲にわたるわけですが、それだけの業務を今の部署の人数で対応できるかどうかをお聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

議員の御指摘の、本巢市全域で災害が起こった場合の対応は十分かについてお答えをいたします。

東日本大震災後、大規模災害により自治体全域が被災した場合には、行政機能が喪失し、被害自治体だけで早期に復旧することは非常に困難であると認識されており、また技術系職員の数も必ずしも十分でないことから、被災地の復旧が円滑に進まないなどの支障が確認されております。

本市においても、大規模災害により市内全域が被災した場合には、行政の対応能力を超えることが考えられますので、その場合には、災害対策基本法などの規定に基づき、国・県、他の市町村に対する職員の派遣や応援を要請することはもとより、自主的に広域相互応援協定書などを締結した国、ほかの自治体や、協定・覚書などを締結した民間の団体・企業などに対しましても、人的・技術的支援を要請することを想定しております。

想定されます自主的に締結した協定に基づく要請の内容を申し上げますと、国関係では、国土交通省中部地方整備局と締結しております災害時の情報交換に関する協定に基づく災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣や緊急災害対策派遣隊（テック・フォース）の派遣要請など、ほかの自治体関係では、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書、岐阜県広域消防応援協定書などに基づく県及び県下市町村への応援体制、また友好都市やさくらサミット加盟自治体など、また民間の団体・企業関係では、本巢市建設業協会と締結しております災害時における被災者の救出及び応急復旧に対応する協定、また岐阜県造園緑化協会本巢支部と締結しております倒木等の被害の応急復旧に対応する協定、さらには岐阜県測量設計協会と締結しております公共土木施設の被害状況調査に対応する協定に基づく人的・技術的支援の要請を考えております。

[1 番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

堀部好秀君。

○1 番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

続いての質問に移らせていただきます。

続いて、上下水道部の大地震発生時の担当業務にはどのようなものがあるか、お聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 三浦剛君。

○上下水道部長（三浦 剛君）

それでは、ただいま御質問の大規模な災害時での上下水道部の対応についてお答えさせていただきます。

岐阜地方気象台が市内における震度5弱以上の地震を発表したときなどにつきましては、本巣市地域防災計画に基づきまして全職員が自動参集となり、上下水道部は上水道班と下水道班の組織を立ち上げまして、水道施設や下水道施設の被害状況の情報収集や応急措置等を講じてまいります。

まず上水道班につきましては、現在7人の体制であり、水道施設の被害状況の収集に努め、水道施設の応急対策や復旧に関することを行います。

また、地震などの際には、応援協定を締結している本巣市管工事組合と連携を図り、水道管などの漏水状況の把握や水道施設の迅速かつ的確な復旧に努めるとともに、給水の確保に関することも取り組んでまいります。

次に、下水道班につきましては、現在6人の体制であり、下水道施設に係る被害状況を迅速に把握し、応急措置や応急復旧に関することを実施していくこととなっております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

上下水道部に関しましては、特にライフラインである飲み水の確保、また消火活動に伴う上水道についての対応を今の部署、人数でできるのかどうか、お聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問について、上下水道部長に求めます。

上下水道部長 三浦剛君。

○上下水道部長（三浦 剛君）

それでは、本巣市全域で災害が起こった場合の対応の体制について十分かの御質問についてお答えさせていただきます。

本市の水道施設は、現在、浄水場が12カ所、水源地21カ所、配水池14カ所等、大変多くの水道施設を抱えておりまして、その上、広範囲に点在しておりますが、日夜、水道水の安定確保のためサービスの向上に努め、市民の皆様安全で安心な水をお配りしているところでございます。

議員御質問の、本巣市全域で大規模災害が起こった場合の対応の体制についてでございますけれども、大規模災害の程度や時間帯にもよりますが、先ほどの御質問の、上下水道部の対応業務は何かでも述べましたとおり、限られた職員、または限られた専門業者による体制のため、必ずしも迅速な対応が難しく、順次対応していくことになるため不測の時間を要するというふうに考えており

ます。

しかしながら、水道施設が故障するなど非常時の対応としまして、遠隔監視システムを整備しておりますし、さらに配水池の飲料水を確保するため、緊急遮断弁や地震計を整備しております。また、漏水の迅速な修繕をするため、ブロック流量計についても整備をしてきており、施設の監視を強化しているところでございます。

したがって、それらを有効に活用しながら、被害状況の早期収集の徹底や応急復旧に向け、迅速な対応を図ってまいりたいと考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

堀部好秀君。

○1 番（堀部好秀君）

ただいまお聞きしました2部署に関しましては、なかなか業務に精通した職員でなければわからないところもあるのかなあというふうに感じております。また、それに対する職員の数が圧倒的に多いですか、かなり少ないんじゃないかなあというふうに思っております。

本巢市全域が一度に災害に遭うわけがないと思ってみえる方もいると思いますが、阪神・淡路大震災でも、東日本大震災でも、想定以上のことが起きております。この地域でも近い将来に大規模な震災が発生すると予測され、また過去には濃尾大震災も経験しているということですので、本巢市全地域が被害に遭うことを想定して、防災マニュアルを策定しておかなければならないというふうに思っております。

防災の専門家によりますと、災害時の対応は、行政ではエキスパートが育たないというふうにおっしゃって見えました。一般職は人事異動があるため、担当部署の専門知識が深く身につかないとおっしゃっておみえでしたが、建設水道関係ではある程度の専門知識が必要とされているのか。市町村では専門職を採用しているところもありますけど、本巢市では一般職の職員が対応しております。

災害は、いつ起こるかわかりません。配属された職員がまだ担当業務を十分把握していないときにも、起こる可能性を否定できません。ほかにも、高齢者や子供の福祉、環境衛生等いろんな部署で専門知識が必要とされるかもしれません。かといって、100年、200年に1度の大災害のために職員を配備しておくわけにもいきません。そこで、ある程度の専門知識や経験値を持つ、例えば元職員のOBさんなどに大規模災害時に応援依頼をできる体制をとっておいたほうがいいと私は思います。実働ではなくて、いろんな意味での状況判断を示してもらえないかなあというふうに思っております。そういう支援体制は考えられないか、お聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、専門知識を持った人的支援体制について答えさせていただきます。

市では、災害対策基本法に基づいて、災害の発生に備え、市民の生命・身体及び財産を災害から守るための防災上必要な施策を定める計画として、地域防災計画を策定しております。災害発生時に最優先とすべき人命の救助等について、迅速な対応を行う体制を整えることとしております。

大規模な災害の発生時には、関係機関との連携した対応を行う必要があり、専門的知識を持った支援体制といたしまして、国土交通省中部地方整備局及び岐阜県の情報連絡員としてリエゾンの派遣が行われることになっており、関係機関との情報伝達体制の強化を図るほか、国・県からの助言を受けながら連携した対応を行うこととしております。

さらに、災害専門部隊である国土交通省に設置されておりますテック・フォースや、自衛隊、緊急消防援助隊等による災害派遣等、人命救助、応急復旧等のさまざまな業務において支援体制を確立しております。

また、災害時の応急復旧等につきましては膨大なマンパワーが必要となるため、友好都市やさくらサミット加盟自治体との応援協定に基づき支援要請をするほか、市建設協会や市管工事組合などの建設工事関係の事業者団体、支援物資等の提供を受けるための小売事業者との応援協定の締結等、さまざまな機関による災害時の応援態勢を確立しておりますが、さらに市職員OBの支援についても、検討していきたいと考えております。

今後も、さらなる支援体制の強化のために、災害応援協定の締結の拡充などにより、災害に備えたより強固な体制の構築を努めていくこととしております。

なお、市の公助だけでは補えない部分につきまして、災害における基本的な考えでございます、みずからの命はみずから守るという大前提のもと、毎年8月に行う市総合防災訓練時において関係機関とともに訓練を実施し、日ごろから行動確認に努めております。また、自助の取り組みの普及や、自主防災組織や防災士などの育成による地域の防災力の向上による共助の取り組みの普及を図りながら、市の防災体制の確立に努めてまいります。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ただいま、国や県、それらと災害応援協定を結んでいるということでしたけれど、本巣市全域が被害に遭うということは近隣市町村も被害に遭っているということで、どのくらいの応援をしてもらえるのかなあというふうに思っております。また、いろんな各団体との災害協定も結んでみえるというふうにお聞きしておりますけど、作業するほうの支援体制はかなり整っていると思われそうですけど、いろんなことの状態判断や指示をするのは、やっぱりある程度の経験値、専門知識が要るんじゃないかなあというふうに思っております。また、それによって、少しでも早い復旧を市民の方は望んでみえることと思っております。

今回、この話をさせてもらったのは、OBの方から、自分たちの知識が少しでもそういうときに

生かせればいいのになあというふうな話をもらったから、この話をさせてもらいました。長年行政に携わってきた郷土愛、責任感、使命感から出たことだと私は感心しました。今は登録制度がないということですので、一度、市のほうで検討してもらいたいと思っております。

ということで、2番の質問に移らせていただきます。

2番の葬祭料助成金についてお聞きします。

本巢市の第2次総合計画に市民アンケートが載っております。改善ニーズの高い上位10項目に、墓地・火葬場の充実というのがあります。しかしながら、総合計画を読むと、「墓地・火葬場については既存施設の適切な管理に努めます」と1行あるだけです。これもはっきり言って、どういう意味かちょっと理解に苦しむんですけど、火葬場の建設には何かとハードルが高いと思っておりますので、葬祭料助成金に絞ってお聞きしたいと思えます。そうすることによって市民の負担が下がれば、市民の不満も緩和されるんじゃないかなあというふうに思っておりますので、葬祭料助成金の見直しはぜひ行われるべきだと思っております。

26年の6月議会で葬祭料助成金について質問したときに、今の助成金は平成23年当時の近隣火葬料金をもとにして算出されており、近隣火葬料金が値上げしておれば市民の負担が増大しているということで、助成金額を検討したいというふうな回答をもらっております。それですぐ検討してもらえたかなあと思っておりましたが、平成27年度も助成金額は一緒でしたし、今28年度の予算を見てみますと、28年度も助成金額は据え置かれるようです。

平成23年当時、本巢市民の利用料金としまして、黙山火葬場が3万円、大垣市の鶴見・勝山火葬場がそれぞれ3万5,000円、揖斐広域連合斎場が4万5,000円、岐阜市斎苑が6万8,000円、その5つを平均すると4万2,600円。その2分の1、50%を目安に助成するというふうな回答を、あのときいただいております。

現在、調べますと、黙山火葬場が5万円、大垣市の鶴見・勝山火葬場がそれぞれ6万円に値上がりしております。これで前と一緒のように計算しますと、平均は5万6,600円になります。

助成金制定から5年がたちました。近隣火葬場も値上げしております。助成金を見直す時期だと考えておりますけど、市長の考えをお聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、葬祭料の助成金についての御質問にお答え申し上げます。

先ほど質問の中で、一番最初に、墓地、それから火葬場については現状云々ということを出てございますけれども、墓地、それから火葬場というのは、本巢市でも北部地域にはそれぞれの自治会単位であったりするところもございまして、本巢市には火葬場はないことはなく、地域の方が使うという限定でありますけれども、火葬場はありますし、また墓地もあるということで、そういうものの適正管理にこれからも努めますよということが第2次総合計画の中に載っているところでござ

います。今後、28年度以降の第2次総合計画でも、そういう方針のもとに適正な管理をしていくということにいたしております。

先ほど来、支給金額の助成を云々という話がございます。そもそも葬祭料の助成金というのは、平成23年度から実施いたしておるものでございます。先ほど議員が御指摘いただきましたように、本巣市民がよく使われる近隣の自治体、また広域連合の7カ所の利用料金を調査いたしまして、そのうち市外の我々本巣市民が利用可能な5カ所の火葬場の利用料金の平均をとりまして、その2分の1を補助するというところで、現在の12歳以上2万円という助成金額が決められたものでございます。

先ほど議員のほうからも、その当時の平均が4万2,600円というお話がありましたが、その半分ということで、23年度のときに2万円という助成金額を決めたものでございます。

その後、平成24年4月に大垣市営の火葬場におきまして使用料の改定がございました。助成金額が2分の1の平均との差が大きくなった段階で検討するというところで、その当時、上がったときも助成金額の変更を行いませんでした。このときの平均額が5万2,600円、平均でいきますと約1万円上がっているということでありまして、万円単位でいろいろやっておりますので、今回、そのときも次のどこかの場所の火葬場の利用料金が上がったときにやっ払いこうということで、助成額の変更を行いませんでした。その後、現在も変更がないものですから、23年当時の助成額で運用されているということでございます。

また、御議論の中でいろいろあります。市内火葬場を持つ市民の料金が安いとか、それに対してないところの市民の料金が安いというのを言われておりますけれども、これは言うまでもなく火葬場を持つ市町の住民の皆さんの料金が安いというのは、当然のように火葬場の建設費、運営費をそれぞれ皆さん方が御負担をしておるということで料金を低額にしている。料金を同じように高くすると、その負担に負担をということで、市町の住民の負担がより大きくなるということで、運営費、建設費の事業を負担しているということで市民は安くしているということでありまして、料金以外にも、各市町は相当の負担をして火葬場の運営をやっているということでございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ただいま、平成24年に大垣の鶴見と勝山火葬場が6万円に値上げされたというふうに市長のほうから報告があり、その後、近隣の火葬料金が上がってないというふうな報告をいただきましたけど、この黙山火葬場の捉え方なんですけど、黙山火葬場の火葬料金は5万円だそうです。市のほうでは3万円というふうに把握してみえるそうですけど、これを黙山にお聞きしましたら、火葬を委託してあるそうで、黙山に入るのは委託会社から3万円で、市民が利用するのは5万円ということでした。ということで、黙山の火葬料金を5万円としてもう一度計算して、また検討をお願いしたいと思っております。

それで、日本では高齢化によりまして、亡くなる方が年々ふえているそうです。そのピークは、国立社会保障・人口問題研究所によると平成51年になると言われております。それに合わせて、今から新しい炉を建設しても、20年以上有効活用できるならと、改築・増築再計画をされているところもありますし、またこれ以上炉をふやすのは無理だからと、稼働時間を、極端な話、24時間営業で稼働するというところで計画して、対応に当たるといふような市町村もあるといふふうに報告をされておりました。

前回の質問の後、先輩議員からも火葬場建設には何億、何十億かかるよという話と、また年間維持費が6,000万とか8,000万とか、膨大な金額になるよというふうな話をお聞きしました。4町村が合併するときに火葬場の建設というところは計画されていたわけですから、当然過去にはその議論もされていたこととっております。

何億もかかる火葬場建設は、近隣にもありますので諦めるとしまして、じゃあ年間維持費は幾らまでなら本巢市としてふさわしいのか、考えたいとっております。

人口3万人弱の山口市が、葬祭に係る経費が、年によって違いますけど、2,000万から5,000万かかっております。揖斐郡の3町は人口2万から2万5,000人ですが、年間経費は2,000万から3,000万です。瑞穂市は人口5万3,000人ほどで2,000万強ですが、亡くなる方の数は本巢市と30人ほどしか違いはありません。人口3万5,000人の本巢市が葬祭にかかる経費が700万とは、少し市民に負担をかけ過ぎているんじゃないかなというふうに思っております。

岐阜県には42市町村ありますが、そのうち37市町村が何らかの形で火葬場を運営していて、その地域の方は、先ほども市長のほうから説明がありましたけど、火葬場建設負担額も含めて、火葬場を持っている住民は安く利用できるということになっております。だから、火葬場の建設は、先ほども言いましたけど諦めるとしましても、せめて住民負担金額、また市が年間に葬祭経費にかかる金額を他市町村並みにしてほしいとっております。例えば年間経費をほかの市町村並みに2,000万としますと、1年間に亡くなる人が大体350人と想定しますと、逆算して5万7,000円です。今、補助率が50%ということになっておりますけど、これはほかに選択肢があるときに用いられる助成率のような気がしております。本巢市民として亡くなった場合、ほぼ全員の方が近隣火葬場を使用しているのが現状です。私は、利用者負担は必要だと思っておりますので、火葬場を持つ近隣市町村並みに1万円前後負担し、差額分を市が持つというような考え方が一番いいと思っております。この助成率についての考え方をお聞きします。よろしく申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

支給率の変更できないかというお話でございます。

この助成金は、先ほどちょっと触れましたけれども、合併当初の火葬場の建設計画、そしてまたそれを受けまして、揖斐広域への加入問題、揖斐の広域に入ってやったらどうだろうと。そういう

議論を議会の中で、また議会で議論をする中で、揖斐広域の火葬場の建設は難しい、大変厳しいよと。それから揖斐広域も、そのときに入るといふことで3億か約4億ほどの加入金が要るといふような議論もありまして、そのときにちょっとそれはやめようじゃないかと。そのかわり、市民の皆さん方にそれにかわるといふことで、火葬場を使う料金の支援をしていこうじゃないかといふことで創設されたものでございまして、そのときに、火葬場を4億、5億といふ負担をして建設や運営費を市民の負担経費といふのも想定しながら、また既に火葬場を持ってあります他市町住民の負担と、こういうものを勘案して、葬祭に要する費用の一部を助成しようといふことで、その当時、23年から設けられたものでございます。

先ほど来、議論の中で出てはいますけど、運営費が2,000万、5,000万と言っていますけど、この中に建設費が入っていませんので、我々も揖斐広域に入るときに、22年のころに議論がございました。そのときに、約4億近い金を建設費として負担しなければならないといふような議論もございまして、現在に至っておるわけでございますけども、そういう建設費等々も住民負担、市民負担と言い出すと、かなりの金額を各皆さん方は負担してきていると。だから、我々はそういうことを負担しなくてもいいといふことで、それにかわるものを、ずうっとこれから永続的に負担分にかかわるものを支援していこうじゃないかといふことで、今回2分の1云々といふことで助成をしておるものでございます。

これから葬祭料の助成金の額をどうのこうのといふのは、今後、近隣火葬場の利用料金の改定の動向といふものを見ながら助成金額の改定といふのを検討していきたいなあと考えております。先ほど黙山のお話が、我々が伺っておるのは3万円云々といふものと5万円云々といふ話もお聞きしております。こういうものも含めてどれぐらいの負担額となってくるのかと。今の5万2,000円の負担がどの辺まで来るのかといふこともちょっと参考にしながら、今後、助成金の改定を検討していきたいといふふうに考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

堀部好秀君。

○1 番（堀部好秀君）

火葬場の建設についてのことは私も勉強させていただきましたし、今お聞きしたように、いろんな問題があるといふことで断念されているのも承知しております。また、あれば維持費等、改修費等かかってきますので、またその分の経費も見なければなりません。だから、今回は葬祭料助成費に絞って質問させていただきました。本巣市として、市民に幾らぐらいの経費をかけるのが妥当か、それも踏まえて再検討をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次の質問に移らせていただきます。

本巣市の観光施策についてお聞きします。遅くなりましたけど、改めて市長の3選のお祝いを申し上げます。済みません、1 番に質問すればよかったですけど。

先ほどの後藤議員の質問でもありましたが、本巣市にはたくさんの観光資源があると思ってお

ります。これらを有効活用することは市のPRにもなり、活性化にもつながることとっております。

先ほどの後藤議員のときにもお話をしてもらったと思っておりますけど、ケーブルテレビでは放送日が違いますので、改めて今後どのように観光施策を考えておられるのか、お聞きします。よろしく申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問について答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは御答弁を申し上げます。

先ほどはエールを送っていただきまして、ありがとうございます。また、その節は大変御支援いただきまして、ありがとうございます。これからも引き続き御支援のほどを、よろしくお願い申し上げます。

それでは、観光につきましてどう考えているかということについてお答えを申し上げたいと思います。

観光振興につきましては、今回策定中の第2次総合計画にも掲げさせていただいておりますけれども、基本方針といたしまして、緑豊かな森林、また清流根尾川、こういった豊かな自然環境、また淡墨桜、能狂言、真桑文楽と、こういった歴史的な地域資源を活用していこうということ、そしてまた温泉、キャンプ場、道の駅などの観光施設をどんどん充実して観光資源としてやっていこうと。それからまた、観光協会を中心とした観光推進体制の確立をしっかりとしていこう。また、やはり買ってもらうと同時に体験観光というもの大変はやっておりますので、こういったことから農業体験など、観光を組み合わせた新たな観光資源の発掘というようなことを観光振興の基本方針として進めていくということにいたしております。

そして、それを具体的に推進する施策といたしましては、こうした多様な観光資源や、本巢市にあるものをしっかりとPRしていこうということで、多様なメディアを活用した観光プロモーションの推進、それから自然環境、ただあるだけでなく、それを活用するというようなことをやっていこうということで、今回、森林セラピーの事業などもやらせていただいておりますけども、こういった森林セラピーというような事業のように健康保養地に使えるような、そういう自然環境の生かし方ということを推進していこうと。そして、先ほどちょっと申し上げましたけれども、農業とか産業と連携した体験型の観光も新たな観光資源として取り組んでいこうというようなことを考えておりますし、また近隣市町との連携によります広域観光の推進というのを柱にして進めていきたいというふうに思っております。

特に近隣市町との連携による広域観光というのは、先日もキャンペーンで、香港、台湾に西美濃3市9町で行ってまいりました。そこでもいろいろお話もございましたけれども、そういった外国からの誘客もやるとした場合には、こちら側でしっかりと体制整備と同時に、広域観光でしっ

かりできる観光ルートというのあわせてやらないと、外国からの観光客の誘客というのは難しい
というようなお話もあります。

特にその中では、やはり宿泊等が大変ネックになってくる。バスで来られた方はそのまま、1台
ないし2台をすぐとめられる場所、それから1日ずっと回っていけるいわゆる周遊ルート、こうい
うものが必要だというようなことも、海外の誘客に行って御指摘をいただいたところでありまして、
こういうこともあわせて、広域観光の中で具体的な事業を立てながら交流人口の拡大というのに進
めてまいりたいというふうに思っております。

以上のようなことをやりながら、この本巢地域に交流人口の拡大を図ってまいりたいというふう
に思っております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

堀部好秀君。

○1 番（堀部好秀君）

本巢市にある観光資源を有効に活用していくということで、大いに期待しておりますのでよろし
くお願いします。

本巢市で観光といいますと、産業建設部の管轄になります。来期計画されているグリーンツーリ
ズムも産業建設部の管轄というふうにお聞きしております。しかしながら森林セラピー、「もとま
る」観光大使なんかは企画部の管轄になると思っております。それから市外の方が本巢市の観光に
ついて情報を得ようとするときに、インターネットで調べると一番最初に出てくるのが本巢市観光
協会です。

先日、少し観光協会の事務所に伺っておりましたけど、その間にも既に淡墨桜に関する問い合わ
せが何件かかかってきておりました。しかし、観光協会には本巢市が行っている観光業務の全て情
報が伝わっているわけではないというふうに思っております。

昨年、森林セラピーが発足されたときに、観光協会のほうにその情報が伝わっておらず、観光協
会に森林セラピーの問い合わせがあったときにも答えられないというふうに言っておみえになっ
ておりました。商工会でも、特産品の開発により観光につなげようとしたこともありますし、本巢市
には観光業務に当たる部署、団体、たくさんあるというふうに思っております。これから観光業務
はどこが主体になって対応に当たっていかれるのかお聞きしたいと思っております。よろしくお願
いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の、観光を担当する部署、団体はあるが、連絡体制は確立されているかについてお答えを
申します。

市の観光を担当する部署は、産業経済課でございます。事業内容によっては他の部署も関係しております。また、団体につきましては、観光振興のため、平成19年10月に設立された本巢市観光協会がございます。もとす振興公社、商工会も関係しております。

産業経済課と観光協会につきましては、市内外における各種イベント等、観光情報の相互提供を行うことによりまして、それぞれの観光PRにつなげているところでございます。

淡墨桜に関しましては、平成26年度に淡墨桜の保護を担当している社会教育課や根尾総務産業課、企画財政課、淡墨桜関係担当者連絡調整会議を開催し、淡墨桜に係る事業を実施する場合に情報を伝達し、共有化を図っていくことができるように調整をしております。現在は、事業を行う際には、社会教育課を通じて各課の担当者が調整し、淡墨桜の専門家へ相談をしていくことを御指導いただいているところでございます。

今後も、担当者連絡調整会議などの開催など、関係部署との緊密な連絡をとりながら事業を推進していきたいと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

淡墨桜に関しては教育委員会ということで、私が思っているより多くの部署、また振興公社などの団体で対応されているようですが、観光の問い合わせというのは主に本巢市外から多くあると思っております。その人たちに適切な情報が提供できるよう、関係部署の連絡を密にしてくれることを期待しております。

続きまして、西美濃広域観光協議会に本巢市は参加しておりますが、この西美濃観光マップというのを見ると、参加市町には色塗りがしてあります。ところが本巢市はされておらず、淡墨桜が載っているだけです。

また、西美濃広域観光協議会のイベントカレンダーを見ると、真桑文楽も馬駆け祭りも載っておりません。唯一、大野町との共催の根尾川花火大会が載っているだけです。

そして、26年度からツール・ド・西美濃といって、自転車の競技が行われているわけですが、これがかかなり人気で、すぐに募集定員に達してしまいます。もちろんこのコースに本巢市は入っておりません。この大会近くなると、各市町の首町さんがフェイスブックで自分の市のPRをされるんですね。かなりこういうことは大きな効果があるというふうに思っております。

こういうケースを幾つか見ておると、本巢市は西美濃広域観光協議会に参加しているけど、準会員というか、同じレベルに扱ってもらっていないような気がして、ちょっと寂しい気がしております。

岐阜県のほうの観光マップを見ると本巢市は岐阜地域に指定されております。岐阜公園から淡墨桜までのドライブルートが載っていたり、岐阜地域のイベントカレンダーには真桑文楽や門脇の雨

乞い祭りが載っております。

観光だけじゃなくても、いろんな施策を行う場合、大体本巣市は岐阜地域と連携して行うことが多いと思っております。広域観光を目指すということで、西美濃地域に参加するのは、それはそれで結構だと思っておりますけど、ぜひ岐阜地域とも連携してほしいと思っております。また、私たち商工会で活動しているときには、岐阜地域での活動もありました。今後、何か岐阜地域での具体的な活動を考えておられるか、お聞きします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の、西美濃広域観光推進協議会に参加しているが、岐阜地域での観光活動で何か考えていることはないかについてお答えします。

西美濃広域観光推進協議会につきましては、観光関係団体等が連携して、観光振興と地域の活性化に寄与することを目的としまして、3市9町で設立されております。

本市は、平成24年度から揖斐郡3町との連携を含め広域観光を推進するため、新たな観光ルートとしまして、西美濃夢源回廊の確立を目指して設立した西美濃夢源回廊協議会に参加しており、さらなる広域観光の推進を図るため、平成26年度には積極的な広域観光により観光振興を展開している西美濃広域観光推進協議会及び西美濃・北伊勢サミットに加入いたしました。岐阜地域におきましては、本年度、岐阜地域広域圏協議会の産業プロジェクト会議を開催し、広域観光PRを展開するため、各市町が意見交換を行いました。事業実施には至らなかったところでございますが、来年度以降、観光展への共同出展を行うことを検討していくこととなっております。

本市としましては、西美濃地域だけでなく岐阜地域広域協議会にも積極的に連携を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

広域に観光施策をしてもらえれば結構だと思っておりますが、西美濃広域観光推進協議会、ぜひ地図のほう、色塗りを本巣市してもらいたいと思っておりますし、本巣市のイベントも、その協議会に伝えて記載してもらったほうがいいんじゃないかなあというふうに思っております。

また、岐阜地域の観光連携に関しましても、機会のあるごとに積極的に参加して、本巣市のPRに努めてほしいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

これで暫時休憩をいたします。お昼から1時に再開をいたします。

○議長（大西徳三郎君）

会議を再開いたします。

続きまして、2番 江崎達己君の発言を許します。

○2番（江崎達己君）

発言通告によって、2項目について、一括方式にて質問をさせていただきます。少し答弁も期待しながら質問をしたいと思えます。

安定した市政運営のもと、藤原市長の3期目がスタートをしました。再選おめでとうございます。

28年度予算は、市長のマニフェストに沿った第1弾としての予算ではないかと思っておりますが、全国的に、どの市町村も人口減少が地方自治体の課題となっておりまして、そこで1項目めとして、人口減少社会の本格到来について質問します。

日本創成会議、これは2011年5月発足で、有識者による政策の発信組織ということでありまして。経済界や労働界の代表者、それから大学教授など、また座長には増田氏、元岩手県知事、元総務大臣を務められた方でございますが、そういったことで日本創成会議ができました。この公表によりまして、全国1,800の市町村のうち896の市町村が消滅可能性都市ということで試算されております。

安倍政権は、地方創生の総合戦略で、2060年に1億人程度を確保するとして総人口の目安を示されました。一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策では、夢を紡ぐ子育てというふうで、支援によって、女性1人が生涯産む子どもを示す合計特殊出生率1.8を目指すという対策もとられております。しかし、現実には厳しいという声もあります。14年の出生率は9年ぶりに低下しており、約1.42と、年間出生数も過去最少の約100万人と言われております。人口を維持するには、出生率を2.07の水準まで引き上げなければならないという見解もあります。

そうした中、岐阜県では42の市町村のうち、市では21のうち8市、町では19町のうち8町、村では2村のうち1村、よって合計17市町村が消滅可能性都市として公表されております。内訳を見ますと、県下の21市のうち8市ということで、多治見市、美濃市、瑞浪市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市、海津市が上げられているようです。町とすると、養老町、関ヶ原町、神戸町、揖斐川町、富加町、七宗町、八百津町、村で言いますと東白川村というのが消滅可能性都市として公表されているわけでございます。

また、総務省の2015年国勢調査の速報値では、前回の調査より人口がふえたという県下で第1位は、お隣の瑞穂市でございます。本巣市は、現在のところでは、消滅可能性都市には該当しません。しかし、今後の市政運営、政策等が最も重要であります。市政運営、施策を誤れば消滅可能性都市に該当することにもなるかと思えます。

そこで、本市の第2次総合計画並びに本巣市人口ビジョン、本巣市まち・ひと・しごと総合戦略が策定されました。戦略が策定された以上、戦略があれば必ず戦術があり、そして事をなし遂げる

ことができるのではないのでしょうか。現在のところで市長はどのように考え、戦術をお持ちか、また戦術を温めてみえる、そういったこともあるかと思しますので、市長さんにお伺いをします。

第2項目め、これは先輩議員なんかに言わせると、議員報酬については議員はタブーだよというお考えもいただきましたが、あえて質問させていただきます。

平成26年7月の全国市議会議長会の調査結果では、平成25年12月31日現在、本巢市は、全国812市のうち議員報酬は795番目です。県下21市では最下位です。先日来、名古屋市の議員報酬の増について、自民、公明、民主の賛成により議決され、全国ネットでテレビ報道などがされておりました。そこで、報酬審議会の開催、見直し、改定を含む今後の取り組み、並びに方針について、市長さんの御見解をお伺いします。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問の1項目めと2項目めの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、2つの項目につきましての御質問にお答えを申し上げたいと思います。

まずもって、エールを送っていただきまして、ありがとうございます。また、引き続き御支援のほど、よろしく願いを申し上げます。

最初のほうの人口減少社会の本格到来についての認識でございますけれども、先ほどの江崎議員のお話のとおり、今後の市政の運営の仕方一つによって大きく変わってくるというのは、まさしくそのとおりでございまして、日本全国の人口減少の中で、いかに知恵を出して人口減少を最小限に食い止めるかということに尽きるんだと思いますけれども、そのために何をやっていくかということがこれから問われてくるわけでもございます。そういう認識のもとにお答えを申し上げさせていただきます。

本市の人口につきましては、これまでも増加傾向にございました。しかし、今回の2015年の国勢調査を見ておきますと、減少の局面に入ってきたと。もう3年ほど前から人口減少が少し出てきたなというのは感じておりましたけれども、今回の国勢調査でまさしく具体的に数字となってあらわれてまいりました。これは、自然減と自然増というのが大きく関与しておりまして、本巢市はいつも申し上げておりますように、大体亡くなる方が350人から370人ぐらい、生まれてくる子どもが250人から270人ぐらいということで、大体100人ぐらい近年自然減が続いております。

そういった中で、社会増というのは、今まで南部地域を中心に転入があって、こうした自然減を食い止めてきておったわけですが、ここに来て社会増がぐっと縮まってきて、今や社会増と社会減というのが本当に差がなくなり、昨年は社会減のほうが社会増より少し上回るようだったと、そういうことから見ましても、国勢調査でも人口の減少が出てくるだろうと思っていましたらば、結果的にそういう結果が出たということでございます。これから、本市にも人口の減少の波が押し寄せてくるというふうに思っております。

先ほど江崎議員からお話がありましたように、増田レポートじゃないんですけれども、消滅可能

性都市という、全国のこれから先の人口減少の話を統計数値を使って発表されておりますけれども、その中には幸い本巢市は消滅可能性都市というふうにはなりませんでしたが、今後は右肩下がり人口減少が続いていくということでありまして、こうしたことから、国を挙げて取り組むということで、総合戦略というのが国のほうでも策定されまして、私ども本巢市もこうした国の方針に沿って、昨年10月に本巢市まち・ひと・しごと創生総合戦略というのを策定いたし、また人口ビジョンも策定をいたしたところでもございます。また、平成28年度からは、本巢市の第2次総合計画におきまして将来の人口推計というのをもとに目標人口も定めて、計画を今策定しているところでもございます。

そういった中で、第2次総合計画の中では、目指す将来像というのを「自然と都市の調和の中人がつながる 活力あるまち・本巢」ということで、本巢市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、住みよいまち日本一を目指すということの2つをそれぞれ整合性をとりながら、第2次総合計画、そして総合戦略と、この2本の柱で、人口減少対策、地域の活性化に取り組んでいこうということで、今計画を策定しているところでもございます。

こうした計画に掲げました目標に向けて、これから具体的な施策を展開していくことになるわけでございますけれども、先ほど江崎議員のほうから、市長として考えているものは何かあるだろうから、少しお話をお聞きしたいというお話でございますので、現在、私が市として、また市長として考えております市政方策の一端を少し述べさせていただきたいというふうに思っております。

まず1つ目は、北部地域を中心とした移住・定住対策でございます。

本巢市は、北部と南部では環境が大きく異なっておりまして、中でも北部は人口が激減をしております。今回の国勢調査でも、4つの町村が合併した中を見ても、真正地域は若干ではありますが、まだ人口が5年前に比べるとふえていると。ところが、北の根尾、本巢は、ずっと合併前から人口減少が進んできている。そして、ここに来まして糸貫地域も、合併来ずっと人口がふえてきたものが、ここ5年のトータル数値では、糸貫地域も人口減少に入ったということで、トータルでは大きく人口減少が進んでいるということでありまして、本巢市も北部だけではなくて、南部の地域でも今こんなふうになってきていると。

その中でも、特に北部は人口が減少しているということで、今までも数々の移住・定住対策を講じてまいりましたけれども、目に見える成果が上がっている状況ではございません。ただ、こういう状況が続けば、いつも申し上げておりますように、市域の86%を占めます北部地域がこのまま廃れていくと、いずれは南部に住んでいる我々も同じように、これから災害、いろんなことの被害をこうむる危険性が大変高い。結局、北部だけの問題ではなくて、南部に住む我々も同じように大変な時代になってくるということで、南部への影響を軽減するためにも、やはり北部地域に移住・定住をしっかりとやりながら、そして一定の方々に住んでいただいて山・川を守っていただく、そして、自然災害からこの地域を守っていただくような取り組みをしていかなければならないというふうに思っておりまして、今回、空き家の活用ということで、新しく空き家対策の事業なども新年度からスタートさせていただくようにいたしておりますし、また農地も、空き家にあわせて農地の活用と

いうのもしていきたいというふうに思っております。

そして、何と言っても、この北部地域のほうは本巢市を代表する観光資源が数多くございまして、これからこの地域に人に定住していただくためには、やっぱり生活ができる環境を整えなきゃいけない。あるものをうまく使いながら、観光資源をしっかりと活用しながら、これからも引き続き、北部地域に人が定住していただけるようなことに取り組んでいきたいということで、これからも国内外に向けて観光プロモーション事業というようなことをやって、観光地へ交流人口、人が来る、そういう仕組みをこれからも強化をし、それを結果的には移住・定住につなげていきたいというふうに思っております。

それから2つ目は、平成32年度に完成が見込まれております東海環状自動車道の糸貫インターチェンジを活用したまちづくりでございます。

インターチェンジの整備という立地条件を最大限に生かしたまちづくりをやっていく必要があるということでもあります。いつも申し上げておりますように、インターチェンジができてだけで活性化するわけではございません。このインターチェンジの整備というものをどう使っていくか。要するに、インターチェンジというのは入ってくる玄関にもなり、また出口にもなるということでありまして、入り口、出口を一つの機能が備えるということでもありますので、そういうものの中で、できるだけ出ていくのじゃなくて、できるだけ入ってくるものを多くするような仕組みというものを考えていくのが、このインターチェンジを生かすまちづくりになってくるだろうというふうに思っております。

そのためにも、所信表明でも申し上げましたけれども、都市計画マスタープランというのを現在変更に向けて今準備を進めさせていただいております。インターチェンジができることによって、大きく都市構造も変わってまいります。そうしますと、その都市構造の変化に対応したまちづくりを考えていかなきゃいけないということと同時に、土地利用も十分その中で考えていけなきゃいけないということで、こういう土地が計画的に、そして効率的にできる、そういう都市計画を策定していきたい。そうすることによりまして、新たな企業誘致、また宅地開発というような、要するに定住に向けての整備が進んでいくということで、こういった政策をやることによって定住・移住の条件を整備していきたいというふうに思っております。

もう1つは、いわゆる人口減少、少子・高齢化というのは避けて通れない時代でありますけれども、こうした問題を何とか最小限に食い止めようということで、先ほど申し上げましたように、国を挙げて今取り組んでおりますし、我々本巢市も一生懸命それについて総合戦略をつくって取り組んでいるところでもございますけれども、その中で、やはり若い世代が安心して子どもを産み育てられる社会、地域をつくっていくことが大事でありまして、安心して子育てできる、そういうことがあって、初めて若い方々に定住もしていただけるし、また子どもさんたちもつくっていただいて、また子どもと一緒に住んでいただける、そんなことにつながるんだろうというふうに思っております。現在それぞれ子育て支援ということで各種のことをやっておりますけれども、今後もこうした子育て支援をより強化していこうというふうに思っております。新年度予算におきましても、

多子世帯への子育て支援、いわゆる給食費の無料化とか、支援金等々の交付というようなことをやっておりますし、また3世代の同居・近居というようなことで、じいちゃん、ばあちゃんと孫と一緒に住めるような政策も進めて、定住をやっ払いこうということで、今回も新年度予算の中で、そのための住宅改修の助成といった施策を盛り込ませていただきました。

これからも、子育て世代がしっかりと子育てできる、そういう環境をこれからも一生懸命取り組んでいって、市内の全域で定住人口の増加を図ってまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、人口減少問題を起因とする生産年齢人口の減少というのは、何と云っても一番大きな問題は、経済規模が縮小すると同時に、1人当たりの社会保障費の負担増にもつながってまいりますし、また社会経済とか雇用環境、それから社会福祉等の各分野に大きな影響を及ぼすというふうに思っております。それと同時に、我々地域が一番考えなきゃならないのは、こういった人口減少によって地域を支える力が減少していくというのがやっぱり最大の課題。地域の支える力が減少していくということは、この地域がなくなるんじゃないかと。いわゆる存亡にも直結する問題であるということで、市といたしましても、こうした人口減少問題には本当に全力で取り組んで、そしてこの地域を守るため、この本巢市を守るためにも、この人口減少の問題に向けた取り組みというのは喫緊の課題であると同時に、最大限の努力をしながら政策を進めていかなければならない問題であると思っております。

今後とも、こうした観点に立って移住・定住、そして人口減少社会の中であって、これから本巢市が元気で笑顔あふれる、そしてまた活力のある、そして住みやすい、そんなまちになるようにこれからも努力していきたいというふうに思っていますので、御支援、御協力ほど、よろしく願いを申し上げたいと思います。

続きまして、2つ目の議員報酬でございます。

先ほど江崎議員のほうから、議員はちょっとこういうものについてはどうのというお言葉がございましたけれども、決してそういうことではなくて、一生懸命議員活動をされている者には、そういう適正な対価、適正な報酬というのはどんな社会でもある話でありますので、当然発言することは発言しなきゃいけない。つまり発言をするということは、それだけ市民の皆さん方へも、我々は一生懸命やっておる、だから皆さんにどうぞと、こういうことをやっぱり言っていただくということは大事なことでありますので、そういう発言等につきましては、私は別におかしいと思いませんし、これからもいろんな形で発言していただくことが必要じゃないかというふうに思っております。

現在の本巢市の議員報酬につきましては、先ほど来、江崎議員のほうからお話がありましたように、県下でも、全国的にも、申しわけないんですけど本当に低い報酬額でございます。

現在の議員報酬は、平成17年度に開催されました本巢市特別職等報酬審議会における答申に基づきまして、平成18年4月より現行の議員27万円、副議長30万円、議長35万円というふうになっております。もう10年近くもずうっとこんな報酬でやっていただいております。

昨今、議員活動というのは大変複雑多岐にわたっておりまして、あらゆる意味で市民からの期待

が高まっております。そして、従前にも増して市民の代表として市民のニーズの把握、調査及び研究、それを踏まえて議員活動をやるということが求められておるところでもございます。

このような今議員に求められている、そしてまた実際やっていたいただいている実態を勘案いたしますと、非常勤の特別職でございます市議会の議員の報酬は、少なくとも市民の代表として、その職責を適切に遂行し得るにふさわしいものでなければならないというふうに考えております。

また、先ほど申し上げましたように、改定後10年を経過いたします。また、議員定数等検討特別委員会での審議結果によりまして、さきの議会におきましては、議員の皆さん方も身を切る思いで、議員定数というのを、今まで2回、合併以来削減をしていただいたと、そういうようなことで、議会も率先して、効率のいい、また市民の期待を裏切らないような形で議会活動がしっかりできる数の範囲で削減というのもされてきたと、そういう努力もしてきているということを私自身も思っております。

そういったことで、今回も、次の選挙から、当初、合併時21名でありましたのが16名まで議員も減らすということになっております。こうした議員定数の削減の際に、いろいろ附帯意見の中で報酬についてのお話も出たやに聞いておまして、その結果の報告につきましても、議長のほうから、次代を担う議員の定数及び報酬ということでお話もいただいております。そして、本巢市の特別職等報酬審議会ぜひこういったことを踏まえて議論していただきたいということもお聞きいたしておりますので、新年度に本巢市特別職報酬等審議会へ諮問をしてみたいというふうに考えております。

その中で、本巢市の市議会議員として、そして全国の中でも、そして県下の中の市の中でも、やはり遜色のない報酬になれるように、ぜひ報酬審議会の中で議論を進めていただいて、そういう結果が出るように、私どももいろんな形で御協議をさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

江崎達己君。

○2番（江崎達己君）

再質問ではありませんが、一言お願いしたいと思います。

本巢市の財政状況を見ますと、日本経済新聞出版社の資料でございますが、平成26年度の全国都市財政ランキングを見ますと、これは790の都市の調査結果でございます。財政力指数0.658で350位、790都市のうちの350位、実質収支比率7.7で133位、自主財源比率48.29で299位、義務的経費比率33.92で33位、人件費比率14.6で289位、投資的経費比率は21.35で114位、公債費負担比率は8.4ということで33位、経常収支比率は80.6ということで14位、1人当たりの住民税ですが、4万4,316円ということで386位であるというふうに公表されております。健全で安定した財政運営がなされていることが、この数字で示されております。そういったこともあって、ぜひ一度御検討をよくよくお願いしたいなと思っておりますし、今、市長の答弁でも、新年度に入りましたら審議会に

かけるというようなことでございますので、お願いしたいと思います。

それから人口減少問題でございますが、数年前ですが、新たに他都市から本巢市へ入ってみえた若いお母さんとちょっとお話する機会がありましたので、どうして本巢市へ見えたのと聞いたときに、私どこへ住もうかと思って、インターネットで各市町村の状況を見た。そのときには、本巢市の子育て支援が大変充実しているというふうに思ったから、勤めの関係もいろいろあるんですけども、本巢市を選んで、本巢市へ転入してきたということを言ってみえました。若いお母さんですので、インターネットで近隣都市から全部調べた結果だそうです。それに、お隣の瑞穂市は、県下では第1位の増加している市でございます。それにも隣接しておるということもあります。

市長の温めておるところもちょっとお願いしたいというふうにお話ししましたが、子育て支援とか、そういったものは、もう今では近隣都市、全国的にも展開してみえます。だから、同じような政策が一緒になりますが、そこで1つ御要望ですが、近隣とは一つ違うよ、一味違うよというオンリーワンの政策を打ち出してもらえると大変宣伝になるんじゃないかと思います。どんなことでもいいです。オンリーワンだよと言えることがあれば幸いかなあというふうに思いながら、今回の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

続きまして、3番 鏝本規之君の発言を許します。

○3番（鏝本規之君）

それでは質問させていただきます。

市長におかれましては、3選ということで、おめでとうございます。

本巢市も合併をして12年ということになってきまして、合併をした当時の負の遺産というものが出てきております。当然、この負の遺産を解決するには、勇気ある決断が必要かと思っておりますので、今後、市長におかれましては、勇気ある決断を持っていろいろな諸問題を解決していただけたらよろしかろうと思っております。今回、質問をする3項目も、合併当時の負の遺産というふうに位置づけておりますけれども、この問題を解決するにおいても、3期目、いろいろとつらいこともあるだろうと思っておりますけれども、よろしく願いをして質問に移らせていただきます。

今回は、大和園のことについてお聞きするということなんですけれども、先輩議員たち、後輩議員たちから、幼稚園のことやいろんなことが質問にあります。この本巢市も、日本一の住みよいまちを目指すということになれば、当然揺りかごから墓場までということになります。また、そういうことになれば、当然日本一にはなれないだろうという思いがありますので、先輩議員、後輩議員の方たちからは子育てのほうのことがよく聞かれておりますけれども、私は墓場のほうを聞きたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

この本巢市と瑞穂市、北方町、2市1町の負担金で運営をするもつ広域連合の老人福祉施設である大和園は、長年にわたり赤字経営と聞いております。2年先には予算が組めない状況と聞いています。組織の一員である本巢市の市長としての見解をお伺いしたいと思っております。

今回、提案された本巢市一般会計予算には、大和園に対する負担金1,857万4,000円が計上されて

います。大和園の今の経営状態及び今後の負担金の見込みについてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、大和園の経営状況及び今後の負担金の見込みにつきまして、お答えさせていただきます。

平成28年度本巢市一般会計予算（案）に計上させていただいておりますもとす広域連合老人福祉施設負担金1,857万4,000円の内訳につきましては、公債費が養護老人ホーム建設事業に係る借入金の償還額として1,467万1,000円、在宅介護支援センター運営費が79万8,000円、運営費が310万5,000円となっております。

もとす広域連合老人福祉施設大和園の経営状況につきましては、平成26年度に初めて赤字となり、平成27年度においても、介護保険制度の一部改正による影響により収入が落ち込んでいると聞いております。また、負担金の見込みにつきましても、もとす広域連合において協議され、必要とされた経費につきましては市といたしましても負担金として支出し、施設が存続できるように協力をしていきたいと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

私は、今後の負担金の見込みについてもお伺いをしたわけなんですけれども、その回答がないということでございますけれども、今のうちに市長さんには、隣の人に聞いてでも、今後の負担金がどの程度になるか、ちょっと頭の中に入れておいてもらって、次の市長さんの考え方を聞きたいと思っております。何せ時間がありませんのではしょっていきますので、よろしく願いいたします。

大和園の運営には、館長の管理能力やお年寄りに対する思いやりが必要であると思っております。館長というのか園長というのかわかりませんが、そのトップの能力が施設の運営にも大きく影響すると思います。そういう中において、この大和園への私の思いとしては、老人福祉施設を利用する人の大半は、大和園なら大和園へ入った人は、もうそこで死を迎えることを覚悟するという場所なんです、こういう老人福祉施設というのは。

私はそういう経験がありませんけれども、死を迎えることの覚悟を決める大事な場所が大和園の一つであろうと、こういう老人福祉施設であろうと思っております。死を迎えるに当たって心の準備をしていくという中において、園長として、そういうお年寄りの方たちに接する接し方、心、また当然そこで働く従業員の方たちの気持ちや心というものも必要かと思っております。そういうような思いがしております中において、今言いますように、園長としての能力や施設を運営していくための能力等々が、施設を運営していく上において大きく影響すると思っておりますので、その考

えを市長にお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問について、答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、大和園の園長の管理能力ということでの御質問にお答えいたします。

その前に、先ほど最初のほうで、健康福祉部長が御答弁を申しあげました負担金の云々と。負担金が今後どうなるかというのは、なかなか難しい問題ではありますが、現在の負担金でいただいているというのは、施設の建設費等の償還金を3市町で負担しているというものでありまして、施設そのものの赤字補填云々で負担金を出しているということではありませんので、今後もそういうことがなければ、別段そんなに負担金がどんどんふえていくというようなことはありません。いわゆる建設費の償還金の部分が一番大きく要素を占めておりますので、建設がなければ建設費の負担というのは出てこないということでもありますので、現在のところ、近々に施設の建設というのがあるわけではございませんので、当面は現在の負担金のレベルで若干推移するかなど。あとは、派遣をしておりますそれぞれの職員の人件費の負担金等々が出てくるということで、その辺の問題はありますけれども、そんなに負担金が目に見えて大きくふえていくというような状況ではないというふうに思っております。

本論のほうに戻りますけれども、大和園の園長の管理能力、資質というお尋ねでございます。

もとす広域連合で運営しております老人福祉施設大和園の園長につきましては、今までも市の職員、またはそういった人を派遣して、今までずっと園長の職務を務めております。

大和園というのは、御案内のように介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホーム、また通常の養護老人ホーム、それから老人福祉施設などの施設を持っている施設でございますので、施設長といたしましては、やはり人と触れ合うというのが介護でありますので、そういう人との触れ合いというものをしっかりと理解をして、利用者の方の心情、先ほどちょっとお話が出ておりましたけれども、ついの住みかということにもなろうかと思っておりますけれども、家にいても同じような感じの利用者の心情というのを大切にしながら、そしてなおかつ、いわゆる個人の尊厳もしっかりと尊重もしながら接していくことが大切であるというふうに思っております。

また、大和園の園長はそれだけではなくて、多くの職員を抱えておりまして、施設長としてしっかりとした姿勢で職員を統括していくということも大事でございまして、やはり施設管理者としての責任を持って運営に当たる。それと同時に、いわゆる福祉施設というのは法律等々でいろいろな条件が来ておりますので、介護保険法を初めいたします諸法令にもしっかりと精通をして、それぞれ部下にも適切な指示を出していただくというようなことも大事な要素でもございます。ということで、施設の運営、管理というものの最高の責任者としての責務があるというふうに思っております。

と同時に、大和園、2市1町で運営している施設でもございますけれども、2市1町から入って

きている方が大変多いということでもございます。それぞれの方々がそれぞれの地域に直接いろいろな関係をいたしておりますので、大和園の園長としても、こうした地域社会、それからまた住民との交流というのにも積極的に参加、貢献していくというようなことも、あわせて必要でもございます。

また、管理者ということでもございますので、大和園の運営をやっていく、戦略などもしっかりとした認識を持って、事業も効率のいい運営をやっていただくと。そして、経営努力もしっかりしながら、また経営者としての意識を持って取り組んでいただくということが必要であるというふうに思っております。

以上、いろいろ求められる資質を多くお話し申し上げましたけれども、大和園の施設長となる方については、今申し上げたようないろいろな資質を絶えず意識しながら、職務に今後とも励んでいただけるようにしていただきたいし、そういう方にぜひなっていただきたいというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

施設長というもののあり方というものを今伺ったわけでございます。

この本巢市の中においては、住みよいまち日本一というのを目指しておりますけれども、揺りかごから墓場までという中において、この本巢市の中にある大和園に対する市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、大和園に対する思いというのをお話しさせていただきたいと思えます。先ほどお答えさせていただいた中にも、若干ダブる部分があるかと思えますけれども、少し私なりのお話をさせていただきたいというふうに思っております。

御案内のように、もとす広域連合の老人福祉施設大和園につきましては、特別養護老人ホーム、それから養護老人ホーム、短期入所生活保護、通所介護、いわゆる老人デイサービスセンター、それから居宅介護支援事業所といった複数の事業をこの大和園の中では展開をいたしております。

その中でも、デイサービスセンターにつきましては多くの市民が利用されておまして、大変重要な施設となっております。特に本巢市におきましても、本巢トンネル以北の利用者にとりましては、北部地域でデイサービスの事業を展開する事業所というのが少ないということで、他の民間事業所を利用するというのはなかなか難しいということで、民間事業所を使おうとするとどうしても遠距離となって負担が大きくなるということから、この大和園のデイサービスというのは、この地域にとっても大変必要な施設でございます。

また、特別養護老人ホーム、いわゆる特養につきましては、定員80名のうち、私ども本巢市民が47名、約59%、約6割近く本巢の市民が入所をいたしてございまして、市民の皆さんにとりましても大変身近な施設でございます。また、ちょっと毛色が違いますけど、養護老人ホームというのは、生活に困っている、あるいは身寄りのない方々を措置することを目的とした施設でございまして、これは本巢市だけじゃなくて、瑞穂市にも北方町にとっても広域連合を構成する市町にとって不可欠な施設でございます。

以上のように、大和園は、本市にとりましても中心的な福祉施設でございまして、入所者、またデイサービスの利用者など、市民が多く利用されております大変重要な福祉施設となっております。

先ほど健康福祉部長のほうから、一番最初の答弁で、運営費等のところで触れましたけれども、近年、この大和園も赤字運営になりつつあります。26年からちょっと赤字が出だしたということで、先ほど鏝本議員からも御指摘がありましたように、2年先、3年先には、現在の予算で施設を運営していくのは大変厳しい、そんなようなことになりつつあるというようなお話がございましたけれども、まさしくそういう状況を迎つつございます。今後、そういった赤字となることのないように、適正な運営ができますように経営改善に努めて、これからも市民にとって必要な福祉施設として、大和園というのは市民にとっても大変重要だと、必要だと認められるような施設になるように努力してまいりたいというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

赤字が徐々に増してきたということになりますと、経営状態、その他もろもろのこと、また園長の能力等々とも疑われるわけでございますけれども、よその市町においては、こういう施設を民間に委託をして任せるといったようなことが進んでおるかと思っておりますけれども、民間委託の考えはあるのか否か、市長にお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

お答えを申し上げます。

今現在は、民営というのは、まだそんな議論をいたしておりません。私は今連合長をやっておりますけれども、3市町の合意のもとにできている施設でございますので、今後の経営状況、そういうところも踏まえながら、民営化というんですか、いわゆる公設民営ができるのか、そしてそういう方向のほうが今後の運営としてやりやすいのか、そういったことは今後議論していかなきゃならないと思っておりますけれども、決して民営化はできないとか、委託はできないというものではありません。既にこういった施設は民営で幾つもできておりますので、別に公でなければだめだという施設でもございませんので、そういう方向も将来的にもうそれが必要だと、3市町の皆さん方がそうだ

という御議論があれば、そういうことも選択肢の中に入ってくるというふうに思っております。

その中で、養護老人ホームだけは、どうしても市、いわゆる措置、要するにもう生活に困っている、あるいは身寄りのない人に施設に入っていて面倒を見るという特別な施設でもありますので、こういう部分につきましては、公的な部分が絶えず関与しなければ、市町の義務でもありますので、今後も検討の余地があるんじゃないだろうかというふうには思っていますけれども、今申し上げましたように、公設民営というのも選択肢の一つには考えられるというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

すばらしい大和園になることを願いつつ、次の質問に移らせていただきます。

次の質問も、合併前からいろいろと問題になっていることですので、質問をさせていただきます。

今回、行政代執行、事務管理が行われた真正分庁舎北にあるテニスコート跡地についてお伺いをいたします。

このテニスコート跡地では、以前、フェンスが倒れたとのことで、行政が持ち主にかわりフェンスの撤去等を行ったという経緯があります。なぜ行政代執行、事務管理を行わなければならなかったのか、その経緯の説明をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

市が、土地所有者にかわりフェンスを撤去した経緯につきまして、お答えさせていただきます。

テニスコート跡地につきましては、平成8年9月30日をもちまして真正町から土地所有者に土地が返還されました。平成16年2月1日の町村合併により真正町から本巢市への事務引き継ぎでは、何ら問題はないとして引き継ぎがなされております。

その後、平成21年12月に、テニスコートのフェンスが降雪により隣接する他の所有地に倒壊しました。隣接する他の所有者がテニスコート所有者に撤去を依頼されましたが、この土地は市から返還されていないと主張され、フェンスの撤去を拒否されたため、困られた隣地土地所有者、並びに自治会長さんが市のほうへ相談に見えました。市は、対応を顧問弁護士に相談いたしまして、倒れたフェンスの所有権につきましては、平成8年の真正町時代に、土地並びに構築物も返還されているが、第三者に迷惑がかかっていることから、平成22年6月、民法第697条により、事務管理により市がフェンスの一部を撤去したものであります。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

平成22年6月にフェンスが倒れたということで、行政代執行、事務管理ということでフェンスの撤去を行ったわけなんですけれども、この事務管理を行う場合、議会の承認は必要ですか。また、議会の承認が必要でないとするなら、議会に報告する前に行われた場合、使われた費用等についてはいつ議会に報告されるのか、お尋ねをします。また、事務管理の権利というものはどこまで及ぶのか、以上3点、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

フェンスの撤去につきまして、議会への議決が必要かの御質問ですけど、フェンスにつきまして土地の符合物、土地と一体化したものととして真正町が設置したものでありますけど、議会への譲渡の議決とかの要件には該当しないと思っております。

この事務管理を執行しましたことにつきまして、議会等への報告は、ちょっと議事録等を調べさせていただきましたが、報告はされていないようであります。

事務管理の権利はどこまで及ぶかという御質問……。

○3番（鏝本規之君）

その前に、使われた費用はいつ議会に報告するのかということをお尋ねしております。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

使われた費用についてはいつ議会へ報告するのかということでもありますけど、要は撤去した年において費用の報告はされておられません。翌年度の決算において、未収金ということで決算書に上がってきておるだけであります。

事務管理の権利につきましては、ちょっと私、まだ勉強不足で掌握しておりませんので、また後ほど調べて御報告させていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

これを私が読みますと時間がなくなりますので、議長においては、少し御配慮のほど、よろしくお願いをいたします。

この事務管理の権利というのは、わかりやすく言うと、行政が事業を行うんですけれども、その費用等は、今回の件でいうと地主さんに払う権利がありますよということなんです。ここに書いてあることを読みますと、管理者が本人のために有益になる費用を支出したときは、管理者は本人——地主ですけれども——に対し償還を請求することができる。管理者——市ですけれども

—— が本人のために有益な債務を負担したときは、本人は管理者にかわってそれを弁済し、あるいは相当の担保を供与する義務を負うというふうに書かれています。

ということは、行政代執行で使ったお金は、地主がかかった費用を払うということだと私は思っておりますけれども、行政代執行においても、またこの事務管理においても、同じようなことではないかというふうに思っておりますけれども、もし違うようでしたら御答弁のほど、よろしく願います。

○議長（大西徳三郎君）

事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

ただいま議員の御指摘のとおり、そのように考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

この文は私が読みましたので、本当は執行部のほうから読んでいただくと時間が節約できたんですけれども、その分は後でまた差し引いてやってください。私は大事なことを少し言いますので、時間が非常に短いということがありますので。

この事務管理を行ったテニスコート跡地は、以前、市が借りていて、平成8年9月に地主さんにお返しをしたということですが、お返しした時点で、地主さんと交わされた契約書の内容で意見の相違があったと聞いております。そのことを踏まえ、今回、事務管理を行ったことが正しかったのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

フェンスを撤去したことが正しかったかについてお答えさせていただきます。

真正分庁舎北のテニスコート跡地につきましては、土地並びに構築物は旧真正町時代に地権者へ返還済みであり、倒れたフェンスが第三者に迷惑をかけているということから、民法に基づく事務管理によりフェンスを撤去したもので、適正に処理されたものと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

それは市のほうの考え方ということだと思っております。私の考え方としては、契約書を交わしたときに、契約書の内容に、借りたときと同じ土地にして返すということが記載されていると思っております。大体、契約書というのはそういうふうに書かれている。よって、今、執行部のほうの

説明のとおりとすると、そのときに地主さんが現状のまま結構ですよということを言われたい限り、地主さんとの話し合いをする前に、更地にして返還をします、お返ししますということが正しいやり方ではなかったのかなあというふうに私は思っております。そのときに、地主さんがどうのこうの言うとかじゃなしに、契約に更地にして戻すということがうたわれておれば、更地にして返せば、十数年たった今、この問題が浮かび上がることはなかったというふうに思っております。

もう1つは、地主さんは返してもらっていないという思いをしておられるとするなら、当然借地権はそのまま延長されているというふうに解釈すれば、借地代、要するに使用料を市は地主さんに払っているのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

今の御質問のお答えですけど、契約書の内容を見てみますと、契約期間満了のときは原状に復元するとあり、原状に戻して返すのが本来であるべきと考えます。ただし、契約書の原状に復元するとの後に、ただし書きによりまして、甲（真正町）と乙（地主）が必要に応じ協議した場合は、その決定に基づくとあります。平成8年度の当時、真正町の担当者と地主さんとの間で現状のままでもいいというような話し合いがされたのではないかなという推測もできます。

その根拠といたしましては、御質問にもありましたように、平成8年から現在に至るまで、19年ほどたつわけでありまして、賃借料の請求とか、原状に復してくださいという正式な文書等がありません。請求があったとか、原状に復旧してくださいというような話があったとも伺っておりませんので、法的には返還されたものと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

普通であれば、土地を貸しているというふうに主張されれば、当然家賃の請求がなされてしかるべきだというふうに思っておりますけれども、借地代等を払えということがもう十数年にわたって行われていないということになれば、その当時、担当者であった市の職員と地主さんとの間に、現状のままでもいいですよということがうたわれて、お互い同意の上で今の状況になっているのではないかとこのように思われます。

そこで3番目に移りますけれども、この行政代執行で使われた33万6,000円の工事費は、地主さんが支払うと記載されております、この事務管理の中の権利としてですね。地主さんのほうから、この33万6,000円の徴収はされているのか、お伺いをいたします。もしされていないとすれば、今後どのような方法で徴収されるのか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

撤去費用につきましては、今現在、未納の状況であります。事務管理による時効が10年であり、毎年納付の請求を行っております。時効により徴収ができない状況にならないよう、弁護士とも相談の上、早急に手続ができるように検討してまいりたいと思います。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

この行政代執行、事務管理で使われた33万6,000円というお金は、市民から預かった大事なお金なんですね。その当事者に成りかわって、かわりに工事をしたわけなんです。当然、今の執行部のほうの説明等々、また事務管理の権利ということから鑑みれば、地主の人が本来払わなければいけないお金だというふうに思っております。この33万6,000円が未回収のままであるとするなら、これは市民にとって非常に不利益だというふうに思われますので、一刻も早い徴収をして、この33万6,000円のお金が市民のために有効に使われるようお願いをして、次の質問に移らせていただきます。

12月議会に続いて、また真正中学校の南の雑木林についてお伺いをするわけですが、この雑木林について、私の12月の一般質問の回答で、教育長さんは、調停等のため、顧問弁護士の論点等を整理のためなどの準備が必要との発言がありましたけれども、あれからもう3カ月がたっております。今の状況についてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

それでは、現在の進捗状況についてというお尋ねでございますので、お答えをさせていただきますと思います。

議員、ただいまお話をいただきましたように、前回の12月議会におきましては、この真正中グラウンド南の土地の問題につきまして、力をおかりしております顧問弁護士のほうから、論点整理のため、もう少し準備期間が必要ということで、この3月まで議案としての上程がおくれ、議員の皆様方には大変御心配をおかけしたわけでございますけれども、今回準備が整いましたので、今議会におきまして、所有権確認のための調停申し立て案件といたしまして上程をさせていただいたところでございます。

先日、8日の本会議におきまして、議員の皆様方にこの調停申し立て案件をお認めいただくことができましたので、一日も早く子どもたちがよい環境の中で学ぶことができるよう、この調停を担当しております総務部、並びに顧問弁護士と連携をとりながら、手続及び調停を着実に進めてまい

りたいと、そんなふうを考えているところでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

先ほどお伺いをしたテニスコートの件につき、真正中学校のグラウンドの雑木林の件につき、もう何十年という長きにわたっての懸案となっております。冒頭で述べたように、合併当時の負の遺産だろうというふうに思っております。調停を行うということでもありますけれども、どういう結果が出るかは定かではありません。どういう結果が出るにしても、最終的な判断は市長が行わなければならないだろうと思っております。勝った負けたということになれば、勝っても負けても市民の方、またこの学校の生徒さんたちのために、市長として勇氣ある決断をしていただいて、一日も早い整備をしていただくことをまずもってお願いをしておきます。これはお願いで結構でございます。

2点目の質問なんですけれども、私はこの真正中学校の例の問題とテニスコートの問題も、再三再四にわたり一般質問をしております。そういう私が一般質問した内容を、教育長の下にある教育委員会等々の中でそういうことが議論されているのか、議論されていないのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

それでは、お尋ねの教育委員会の会議等において、協議、審議がされているのかということについてでございますけれども、教育委員会の会議におきましては、議会での御質問並びにその答弁、内容につきまして、その都度、委員の皆様方に報告をさせていただくとともに、御意見を伺いまして、本巢市の教育行政に反映させていただいているところでございます。

旧テニスコートの件につきましてでございますけれども、事務管理の工事を行いました段階、また原状回復の予算計上の際、並びにその予算が残念ながら不執行になってしまったわけでございますけれども、その際にも報告、説明させていただいているところでございます。

また、真正中学校の南のグラウンドの件につきましても、御質問をいただきました都度、内容並びに解決方向に対します教育委員会事務局の考え方を委員さん方にお示しいたしまして、委員の皆様方の御理解、御了解を得ながら進めているところでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

教育委員会のあり方ということについて、今ここでとやかく言うつもりはないんですけれども、

この教育委員会のメンバーの中には、当然学校等のPTAに関連する方も入っておられるかと思っております。そういう問題が、諮問機関である教育委員会の会議の中で、もう少し具体的に熱を込めた議論等々をしておれば、30年という長い年月を要しなかったのではないかなあというふうに思っております。

これから、教育長の立場というのが新しい制度になって変わるかと思っておりますけれども、そういう中で、どういうふうにこの問題を、またこれに類似した問題が出たときにどう対応していくかということも含めて、これから考えていかなければいけないかなあという思いはしております。けれども、これだけ長きにかかって、ようやく調停という中において一歩進んだことにおいては、私なりに評価をしたいと思っておりますけれども、本当に長かったなあという思いがしております。

今、教育長が言われたように、テニスコートについては、一昨年でしたか、市長さんのほうから御無理を言いまして、3,000万弱という更地に戻す予算を出していただいたわけなんですけれども、地主の方からそれには及ばずというようなことで、結果として実行できなかった経緯があります。そういうことを踏まえて、このテニスコートについては、これから次の時代、何らかの大きな変わりがない限り触れることはないであろうと思っておりますけれども、この中学校のグラウンドについては、先ほども述べたように、教育長さん初め市長さんも含めて、勇気ある意志を持って、生徒のために汗を流していただきたいと思っております。

次に、4番目のリバーサイドモールの件に移らせていただきます。

時間が大分進んでおりますので、議長におかれましては、よろしく御配慮のほど、お願いをいたします。

このリバーサイドモールの1億1,000万円の未収金についてお伺いをしたいと思っております。

このリバーサイドモール運営会社、海龍が支払うべきものを支払うことなく、もう撤退して多くの月日がたちましたが、現在、未回収となっている1億1,000万円の固定資産税の経緯等の説明をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、未回収となっております固定資産税の経緯についてお答えさせていただきます。

議員からお話がありましたとおり、平成23年3月の休業以降、海龍リバーサイドモールに係る税金につきましては、平成22年度の入湯税、それから平成23年度から現在までに至る土地と建物に係る固定資産税が未納となっている状況でございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

23年に閉店してから今に至るまでということになっております。その間、1億1,000万円が塩漬けという形になっておるわけなんですけれども、これは市が自由に使えるお金ということになっているかと思っております。この1億1,000万円という大金が何年にもわたって塩漬けになっているということにおいては、非常に市民にとっては不利益をこうむっているというふうに思わざるを得ません。私たちも同志の方たちと、市の発展のために、国や県、関係機関に、何とか補正で予算をつけてくれと、お金をいただけるようにということで東京のほうにはせ参じているわけなんですけれども、1億1,000万円が自由に使えるようになれば、もっともこの本巢市はよくなっていたらと思うわれます。

そういうことも含めてそういう思いがありますので、再質問という形で、海龍からビッグダディ社を経由して、組合の方に今名義が移されている土地があるんですけども、その土地にも本巢市が行った差し押さえ処分がなされているのか。また、海龍が持つ権利等々はどのようになっているのか。この権利も、一部では放棄したとか他に渡っているというふうに聞いております。また、この土地そのものが海龍の名義になっていたときには、何も条件がついていなかったというふうに聞いておりますけれども、もしそうであったとしたら、そのことについてもお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

まず土地の件でございます、海龍が持っていた土地がビッグダディに移りまして、現在は地権者の方に移っております。その土地につきまして差し押さえがあったかどうかでございますが、海龍が滞納になってから、市のほうで差し押さえは行っております。

それから海龍の権利のほうでございますが、土地については、今申し上げたとおり、権利はもう既にございませませんが、建物の名義については、依然海龍の名義となっております。

それから、土地について、海龍の条件がついていたかということでございますが、市は差し押さえの権利を持っておりますが、そのほかについては、ちょっとお答えすることは控えさせていただきます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

一部の権利は放棄というふうに聞いておりますけれども、建物について、いまだに海龍が権利を持っているということです。それからもう1つは、ほかのことについてはお答えできませんということでしたけれども、お答えできませんのか、知らないのか、どちらなのかということで疑わざるを得ないと思っております。

それではお伺いをいたします。

私の本題のほうでございますけれども、この未回収となっている1億1,000万円の固定資産税等

は、海龍が権利を持っていた例の土地に差し押さえがなされているということなんですけれども、どうして海龍からビッグダディ社、またそのビッグダディ社から組合の方に名義が移る前に未収金の回収ができなかったのか、お伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

経緯でございますが、平成22年にリバーサイドモールの全株式が海龍のほうに移りまして、それから海龍が経営に行き詰まったということで、電気料金とかは未払いで、営業休止の状態になりました。それで、23年にビッグダディが建物に対して根抵当権も設定しております。その状態で、市としましては、もう固定資産税が滞納状況、入湯税も滞納状況という状況になっております。それで、平成24年に市としましては土地について差し押さえを行ったという状況でございます。それから旧運営会社リオワールドが海龍リバーサイドモールに対して損害賠償訴訟を行いまして、名古屋地裁で約8,000万円の支払いが命じられております。

それから、組合と海龍リバーサイドモールとの和解が平成24年9月に成立しておりますが、平成24年11月に海龍リバーサイドモールがその和解条項に違反して、土地について権利をビッグダディのほうに移しております。平成27年4月には、組合とビッグダディとの土地に係る和解が成立して、組合関係者のほうに土地が移っているという状況でございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

まず部長にお聞きします。差し押さえとはどういう措置なのか、そこをお伺いします。これは回数に入れんでください。

○議長（大西徳三郎君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

差し押さえは、土地・建物に、登記簿上、滞納額に係る金額分について差し押さえして、それをいずれは換価するという予定で差し押さえをしている状況でございます。

○3番（鏝本規之君）

状況じゃない、差し押さえとはどういう措置をするのかということを知っているんですよ。

○総務部長（神谷義幸君）

差し押さえは、登記に差し押さえの権利をうたっておるということでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

差し押さえをするということは、その物件を差し押さえた人に了解なしに動かすことはできませんよということなんです。差し押さえるんですから、字のごとくですよ。ですから、差し押さえになっているけれども、その条件を承知の上で買うことはオーケーなんです、買う人が承知しておれば。そういうことじゃないんですか。そこところが歯車が狂っておると話がまず合いません。

それからもう1点、差し押さえをしたときには、まだどこにも売り買いがなされていなかったはずなんです。当然、更地で価値は物すごくあったかと思う。ですので、ビッグダディ社が8,000万か6,000万かよくわかりませんが、その対価として手に入れる手段をしたわけなんです。そしてまた、ビッグダディ社が手に入れた土地を、価値があるからこそ、地主さんが大金5,000万か6,000万を払って手に入れたわけなんです。価値がない土地なら、誰もお金を出して手に入れません。ですから、更地の誰も手をつけていないときに、海龍が手に持っていたときに、どうしてその土地を処分するなり、また何かの方法で、この1億1,000万円のごく一部でも結構ですので、取る勘考をしなかったのかと。どうしてしなかったのかということをお尋ねしておるわけなんです。それについての答弁がなされていけませんので、議長におかれましては、よろしく御配慮のほど。

○議長（大西徳三郎君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

差し押さえ当時については海龍と債権調査を行っている状況でしたので、まだ換価とか、そのようなことは考えておりませんでした。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

市の職員の体質と言ってしまうとそれでは終わるかもしれませんが、そう言ってしまうと、他の職員に対して非常に失礼に当たっているから私は言わない。これがもし、部長さん、あなたのお金だったらどうしますか。どうしても取ろうと努力するんじゃないんですか。そのときの土地は更地で何の条件もないですから、1億1,000万の担保として、この土地を市の名義にしますけれども、幾ら幾ら引きますのでとって、対価のとおり交換すればよかったですよ。その後のことを考えれば、その土地を競売にかけるなり、また必要とする地主の人に売るなりすれば、少なくとも5,000万弱の回収ができたはずなんです。

自分の懐が痛まない市民の税金だと、どうこうは関係ないからということで、そういうことをしないということは、私に言わせれば職務怠慢も甚だしい。1億1,000万ですよ。どうしたら回収できるのかということをとことん知恵を絞るのが、市民から給料をいただいている職員の仕事じゃないんですか。私も市民の方から報酬をいただいている、だから一生懸命になっているんです。この

1億1,000万のお金があったら、あそこの道も直せるだろう、困っている人にこれだけの手当でもできるだろうという思いがあるから言っているんですよ。

もう一遍お伺いをいたします。できなかったものは仕方がない。だとすれば、今、部長さんが言われたように、そういう物件でありますよということをおも承知で買われた地主さんがいるかと思う、また組合があるかと思う。その地主さんには財産もあり、お金もあるはずなんです。組合に移った土地でも何でも結構ですよ。1億1,000万円の対価として市の名義にするなり、何らかの形で回収する方法はあるのかなのか、お伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

しっかりした答弁をお願いします。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

回収の方法でございますが、地方税法に基づきます第三者納付制度という制度がございます。これは、納税者以外の方でも納付が行える制度でございます。リバーサイドモールの地権者組合は、この第三者納付制度によって納付を希望しております。その意向に基づきまして、地権者組合からの第三者納付による回収を考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

鏝本規之君。

最後の質問です。締めてください。

○3番（鏝本規之君）

今の話を聞きますと、地主の人たち、組合に全ての権利を移行して、そしてその土地を有効利用するためには、1億1,000万を払った後に、その土地を有効利用するというふうにとれるわけなんです。もし違っていたらごめんなさいよ。もしそうだとするならば、一刻も早く、この1億1,000万は絵に描いた餅じゃなしに、露骨なことを言うと少しまけてあげてもいいですから早いうちに整理をして、新しい地主の方たちがいろんな人に土地を貸して有効利用できるように骨を折るのも一つの方法かと思っております。取れないものを取れ取れと言っても取れないかもしれない。それなら新たに新しく入る方法を考えるのも、担当部長の仕事じゃないかというふうに思っておりますので、このことがきちんと片づかなくて、また次の人、次の人というふうに移っていくのはいかがかという思いがしております。

今回の質問においても、何らかの答えも出てこない非常に残念な結果になったかなあという思いをしておりますけれども、前に質問した2点についてはいい結果が得られたように思っておりますので、今回はこの程度で私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

暫時休憩をいたします。

午後2時38分 休憩

○議長（大西徳三郎君）

それでは会議を再開いたします。

続きまして、4番 黒田芳弘君の発言を許します。

○4番（黒田芳弘君）

皆さん、こんにちは。

発言許可のもと、質問を始めたいと思いますが、3月という別れの季節を迎えまして、本市においても去る3月7日に中学校の卒業式がとり行われました。私が住む地域の根尾中学校では、たった5人の卒業生であり、別の意味で寂しい卒業式となりました。私の3男も卒業をいたしまして、私自身も13年間お世話になったPTAを卒業することとなりました。この間、市の連合PTA会長も務めさせていただくなど、長い間、御一緒にさせていただきました白木教育長には、本当に長い間、いろんな形でお世話になりました。改めて感謝をし、お礼を申し上げる次第であります。卒業式に当たり、卒業生たちが東京ではなく、この岐阜県本巣市で活躍できるような、そんな地域づくりを改めて思うところでございます。

それでは、通告してあります3点8項目について順次質問いたしますので、よろしく願いいたします。

まず1点目でございますが、藤原市長の市政運営について質問をいたします。

まずは藤原市長には、無投票での3選目の当選、まことにおめでとうでございます。さらなる御活躍を御期待申し上げるところでございます。

たった1日の選挙活動でありましたが、私は選挙カーの先導者ということでお手伝いをさせていただきました。その呼びかけに対しまして、手を振って応えてくれたのはたった数人ということで、ほとんど反応がございませんでした。これは、行政に対する期待感の薄さなのか、無投票に対する不満のあらわれなのか、それとも選挙そのものの存在さえ知らないのか、いろいろと考えさせられる選挙でありました。

健全なまちづくりには、市民の参加が必要であります。市長におかれましては、市民と協働する、そんな市政運営を努めていただきたいと思います。

そこで、まず1項目めでございますが、このたびの3期目の任期は2020年の3月までとなります。これからの4年間は、本市の将来において極めて重要なときを迎えることとなります。人口急減と東京への一極集中による地方消滅への危機から、国が動き出した地方創生の真ただ中であり、待望の東海環状自動車道の開通を間近に控え、その効果発揮への取り組みなどのチャンスを捉えるまちづくりに大きな期待が寄せられております。しかしながら、一方では加速する少子・高齢化による社会保障費の増大や、長引く経済停滞から税収は不安定な状況が続いており、安倍政権が掲げたアベノミクスなる経済対策も効果が見られるのは都市部と一部の大企業だけで、地方の中小・零細企業にまでにはまだまだ行き渡っておりません。さらには、合併後15年間の交付税の優遇措置の期

限切れが迫っております。

このような期待と不安が交差する中、この本巢市の健全な発展受けたまちづくりと将来に負担を先送りしない市政運営が望まれます。市長の3期目のまちづくり構想についてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、黒田議員の御質問についてお答えを申し上げたいと思います。

まずもって、このたびの選挙につきましては大変御支援いただきまして、また格別の御支援いただいたということに感謝申し上げます。また、引き続き御支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

先ほどお話にありましたように、車の中から手を振ったけど手を振らなかったというお話は、私の宣伝カーのほうは、家の中から、それから外まで出てきていただきまして、握手もさせていただいたり、手を振らせていただきまして、それなりに通って声が聞こえてみえれば手を振っていただけたというふうに思っております。黒田先生は運転手だったものですから、多分前しか見てないもんで、横を見たりすると危ないもんでだと思います。あと残りの先生方は助手席におられたということで、運転手は脇見をしていると危ないですから、やはり前を見ていってください。そういうことで市民の皆さん方も、声が聞こえて顔が見えれば手を振っていただいたということで、大変感謝申し上げますし、また一日の選挙でしたけども、大変市民の皆さんには温かい御声援をいただいたということで、感謝申し上げますところでございます。

それでは、3期目のまちづくりの構想ということでお話を申し上げたいと思います。

きょう、最初からいろいろお話も出てきておりますので重複いたしますし、また所信表明等々もお話をさせていただいておりますので、同じ話を何遍も何遍もということになるかと思っておりますけれども、少し耳をかしていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、今度、次の3期目のまちづくりというのは、少子・高齢化と人口減少の時代を迎えて、当面の喫緊の課題でございます、いわゆる本巢市のひと・まち・しごと総合戦略に基づく政策を具体的にやっていくことによって、しっかりとした人口減少対策をやりながらまちづくりをやっていく。それから、28年からスタートいたします第2次総合計画の構想、そして実施計画に基づいた事業を実施していくことで、しっかりとした基盤のまちづくりを築き上げていくということ、そしてまた、今回の選挙の中で皆さん方にお示しをした6つの基本政策に基づいて今後市政をやっていくという、この3つの大きな柱を、それぞれ整合性をとりながら事業を展開していくことによって、さらに元気で笑顔あふれる日本一住みよいまちにしていきたいということで、今後3期目も取り組ませていただきたいというふうに思っております。

そういったことで、少し重複するような話になりますけれども、せっかくでございますので、また改めてお話をさせていただきたいと思っております。

私は、平成20年3月の就任以来、市政の推進に当たりましては、一貫して現場主義、対話主義、市民目線というのを市政運営の基本姿勢として、元気で笑顔あふれるまちづくりを目指して取り組んできたところでございます。引き続き3期目の市政のかじ取りをさせていただくことになりましたけれども、先ほど申し上げました第2次総合計画の策定に当たりまして、実施をいたしましたアンケートで80%を超える市民の皆様からいただきました、これからも本巢市に住みたい、住み続けたいという市民の思いをこれからも市政に反映していくため、さらなる進化を目指して、さらに元気で笑顔あふれるまちづくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

そういったことで、3期目のまちづくりのまず一番最初は、喫緊の課題となっております本巢市まち・ひと・しごと総合戦略に基づきまして、企業誘致とか、新しい雇用の創出というような事業をやっていききたい。それから、移住・定住の施策を進めることによって、新しい人の流れというものをつくり上げていききたい。そしてまた、若い世代の方々にこの地域に安心して住んでいただける、そしてまた定住していただけるような、若い世代への支援というようなことも進めていききたい。それから安全・安心の確保ということで、安全の安心の確保というのはこの行政の中でも最大で、しかも根本的な課題でありまして、やっぱり安全・安心のまちというのはこれからも大事な視点でございます。これからも安全・安心のために、いろいろと生活基盤の整備等々を含めてやっていききたいというふうに思っております。

そしてまた、市民協働等をやりながら、新しいふるさとづくりというようなこともやりながら、今申し上げましたような大きな5つの柱の事業を展開していくということで、当面の人口減少対策と地域の活力の創造というのを図って、元気なまちづくりに努めてまいりたいというふうに思っております。

さらに、先ほども申し上げましたように、第2次総合計画、また選挙で皆様方にお約束いたしました6つの基本政策に基づきます事業を展開していくことで、さらに元気で住みよいまち日本一という、そういうまちづくりをしていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、市民の皆様方、また議会の皆様方の御支援、御協力をいただきながら、さらに80%を超える市民の皆さん方の思いを大事にする市政を今後とも進めていききたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

2点目に移りたいと思います。

今、5つの柱から成る大局的な構想についてお聞きをいたしましたが、それに向けた具体的施策、政策についてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

具体的な施策というのも、また先ほど来のお話、それからきょうずうっと朝から出ておりますいろんなお答えしているものと重複いたしますし、また所信表明とも重複いたしますけれども、もう少しお時間をいただいておりますし、また所信表明でも述べさせていただきます、今回の選挙でもってお約束した、いわゆる6つの新たな基本施策、いわゆる元気で笑顔で本巣市づくりに向けて、そしてまた住みよいまち日本一を目指すという、この目標に向かって具体的な施策を進めていきたいというふうに思っております。

市政運営の具体的な施策につきましては、先ほど1番目のところでお話ししましたように、本巣市まち・ひと・しごと総合戦略で、先ほど言いました5つの柱でもって取り組んでいくというようなこととお話し申し上げましたけれども、それに肉づけをする具体的な施策というのをやっていきたいというふうに思っております。そういうこともベースにしながら、また所信表明でも述べさせていただきました、今回の選挙でもってお約束した、いわゆる6つの新たな基本施策、いわゆる元気で笑顔で本巣市づくりに向けて、そしてまた住みよいまち日本一を目指すという、この目標に向かって具体的な施策を進めていきたいというふうに思っております。

そういったことで、1つ目の具体的な取り組みというのは、地域資源を生かして活力を創造するまちというようなことで、観光資源を活用したり、また糸貫インターチェンジの整備を見据えて新たな企業誘致というようなことを推進したり、それから雇用の確保を図るということで、また新たな工場適地を開発していくというようなことをしながら、そして働く場もつくりながら移住・定住を一層推進していくというようなことを、1つ目には進めていきたいというふうに思っております。

また、2つ目には、先ほどから申し上げておりますように、安心してみんな子どもを育てられるまちということで、現在もやっておりますけれども、少子化対策、また子育て支援策というようなことで、こういうものを充実・強化を図っていきたいというふうに思っております。今回の予算でも、子育て環境の整備ということで、子育て支援の政策・施策を数多く提案させていただいておりますけれども、給食費の無料化、多子世帯への支援、そして医療の高校生への拡充等々、こういう子どもを安心して産み育てられるまちにしていくために、こういった支援を具体的にやっていきたいというふうに思っております。

また、3つ目の取り組みといたしましては、やはり人に優しく生きがいのあるまちということで、高齢者、また障がい者の方が本巣市の中で安心して健やかに日常生活を送れるようにということで、生活弱者に焦点を当てた施策を進めていきたいということで、新年度の予算におきましてもタクシーの利用助成とかいうようなこと、それからいきいき元気支援事業とか、そういうような事業も、それから安心のカードをつくって、外出のときに、もし事故があったときにいろいろ助けていただく、いわゆるカードを持っていたくような、そういう仕組みも新年度で新たにしながら、高齢者の方々がこの地域で健やかに元気で暮らせるような、そういう政策を新年度、3つ目の取り組みとしてやっていきたいというふうに思っております。

また、4つ目の取り組みでございますけれども、先ほど来申し上げております安心して暮らせるまちということで、やはり自然災害から市民の生命・財産を守るということで、防災資機材、そういったものでしっかりと支援する。また、自助・共助・公助といろいろありますけれども、その中

でも特に自助・共助をしっかりとできる、そういう地域づくりをしていきたいということを考えております。

それから5つ目は、住みやすく利便性の高い快適なまちということで、これが一番市民の皆さん方にも身近に感じる問題でありますけれども、道路整備、それから排水路等々の整備がございますけれども、そうした上下水道の整備等も含めた、こうしたまちにしていくというようなことで今進めさせていただいておりますけれども、新年度からは東海環状の開通を視野に、都市計画区域の見直しなどによって、もっともっと土地の有効活用ができて、そして快適な都市環境ができるように、新年度以降、取り組んでいきたいというふうに思っております。また、あわせて高齢者等々の皆さん方、それから交通弱者と言われておる子どもたちにも使いやすい鉄道・バス、そういった交通手段も構築しながら、住みやすく利便性の高い快適なまちづくりに努めていきたいというふうに思っております。

それから6つ目の取り組みは、人材の育成とか市民活動が活発な元気なまちということで、教育環境整備というようなこと、それから市民協働というような事業でございますけれども、このようなものにつきましても引き続き整備をしていきたいというふうに思っております。

特に教育環境につきましては、市長になりましてから大変重点的に整備をしてまいりました。おかげさまで子どもたちのハードの部分、教育する場は大分整備されてきました。これからは子どもたちをその中に入れる、要するにソフト対策にこれからはしっかりとやりながら、次代を担う大事な子どもたちでありますので、こういった子どもたちが健やかにこのまちで育てられるように、こういった整備を新年度以降も重点的には整備していきたいというふうに思っております。

今申し上げましたような6つの基本的な重点政策を実施することによって、お約束をした、さらに元気で笑顔あふれる、そして日本一住みよいまちづくりというものに具体的に取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

次に移ります。

本定例会においては、この3期目の初年度となる新年度の当初予算案が提案されておりますが、その編成に当たっての特徴や重点施策についてお尋ねをします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、新年度予算の編成に当たっての特徴と重点施策ということで、お答えを申し上げたいと思います。

先ほど来、2つの質問について、はしょって御説明を申し上げますけれども、これは一番具体的にすぐ目の前の話ということで、どういう方針のもとに今回予算を編成したかということにつきまして、少し説明をさせていただきたいと思います。

新年度予算の編成につきましては、当面する喫緊の課題でもございます、いわゆる人口減少への対策ということで、地方創生への取り組みということでもございます。それと、東京とか都市部のほうは大変景気もよくなってきたというものの、まだまだ我々地方へはそういった波及効果がない、まだまだ目に見えて感じることがない、こういう経済再生というのがまだ実感できない状況でございますけれども、我々は何とかなして地方でできる経済再生への取り組みということを新年度も行いたいということで、地方創生の取り組み、それから経済再生の取り組みということで、一番最初に移住・定住対策、それから子育て支援、そして景気雇用対策と、こういう3つの事業を重点的に行うということにいたしましたところでございます。

そして、それ以外に、昨年の取り組んでまいりました中に自由の点検項目ということで、それ以外の項目も点検を行いまして、見直し、そしてまた新たな施策を提案させていただいて、よりきめ細やかな予算編成に努めたところでもございます。

そういったことで、先ほど申し上げました、その中でも3つの重点施策で何を新年度に取り上げているかということで、少し詳細に御説明申し上げますと、移住・定住対策につきましては、空き家対策を新年度から予算を計上して取り組んでいこうということで、空き家を活用される方にいろいろ支援をしていこうということ、また空き家バンクをつくって広く募集をして、この本巢市に空き家を使って移り住んでいただける仕組みを新年度取り組むことにいたしております。また、北部地域での移住・定住を促進するというので、今までそれぞれ家を建てて移住されてこられる方にも助成をしておりましたけれども、それに加えて、根尾の水鳥団地の分譲地の無償化、無償で提供しようという取り組みを新年度に取り組むことにいたしております。こういう取り組みをしながら、移住・定住の強化を新年度に取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、子育て支援につきましては、留守家庭教室の拡充ということで、今年度まで3年生まで留守家庭でお預かりしていましたが、新年度からは市内の8つの小学校で6年生まで留守家庭教室を拡充するというので、お父さん、お母さん方に安心して働いていただける、そういう制度を新年度から拡充していきたいと思っています。

また、高校生の入院の自己負担分の実質無料化ということで、入院した場合に支払ったお金につきましては市のほうで後々支援をしていくというようなことで、実質無料化というのをやっていきたい。

それから3世代の同居・近居の支援ということで、おじいちゃん、おばあちゃんとお孫さんなんか一緒に住める、そのために家を改造するとか、購入するとか、そういった場合に、その支援をすることによって、これから子育て、それから介護、そういった問題にも支援ができるような、そんな仕組みも新年度から取り組ませていただく。これにつきましても、必要な改築費、購入費等の支援をしていこうというふうに思っております。

また、第3子以降の多子世帯への支援ということで、既に保育料等の無料化はやっておりますけれども、これに加えて給食費の無料化というのを新年度以降取り組んでいくということで、中学校を卒業するまで給食費を無料にしていこうというふうに思っております、子育て世代の負担の軽減ということで、そしてまたこういう制度によって少しでも本巢市に長く住んでいただく、いわゆる定住していただく、そういった仕組みを新年度から取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、景気・雇用対策につきましては、新年度予算の提案説明でもお話し申し上げましたけれども、いわゆる公共事業等に予算の重点配分というのをやらせていただきました。そういったものを市内業者の方々にやっていただくことで雇用をしっかりと守っていくと、景気と雇用を両面から支援をしていくというふうにいたしておりますし、また屋井の工業団地へ進出しておる企業に、市民の皆さん方をぜひ雇用してほしいと。あわせて、雇用すれば雇用奨励金というのを交付するというようなことで、市内の方々の働く場の確保ということにも、新年度引き続き取り組んでいきたいと思っています。また、新たに地元での消費を促進するというので、助成金・補助金の一部、または全部を商工会等において、地域商品券というのを発行させていただく。そういう発行を通じて市内でお金を消費していただくと。そういうことによって、小規模事業者の活性化・支援というものにも、新年度は取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上、新年度の予算の中で、地方創生、経済再生への具体的な取り組みの一端を御説明申し上げましたけど、こういった事業をやることによって、まだまだ元気な、そして笑顔あふれる、そしてまた日本一住みよい本巢市に向けてスタートをしてまいりたいというふうに思っています。これからも引き続き御支援、御協力をよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

今3点の質問の中で、この3期目の当初に当たっての市長の思いをお聞きいたしました。きょう3月15日はお隣の北方町長選の告示日であります。私の政治的盟友が立候補しております。1日3箱のたばこを吸っていたあの戸部哲哉が、きっぱりとそのたばこをやめました。これが北方町、そして北方町民に対する彼なりの決意と責任のあらわれなんだろうというふうに私は思います。トップを目指すその思いは、これほど強いものなんだろうというふうに考えさせられる一面でございました。

うちの品行方正な市長におかれましては、これと断ち切らなければならないというものがないだろうと存じますが、託されたこの4年間、市民のために揺るぎない情熱だけは決して失われないよう御期待を申し上げまして、この質問は終わりたいと思います。

次、2点目に移ります。

森林セラピーについてでございますが、まだこの「森林セラピー」というものは、一般的に余り

なじみのない名称のようでございますが、「森林浴」という言葉が生まれて27年だそうであります。これまでは、その効能については医学的根拠が整っておりませんでした。研究が進み、森の効果を解明していくことが可能となってきました。森林セラピーとは、こうした医学的根拠に裏づけされた森林浴効果をいい、森林環境を利用して心身の健康維持を増進、さらには疾病の予防を目指すものであります。

先日、この事業の先進地であります秋田県の鹿角市へ視察研修に行ってきましたので、その報告も兼ねて少し説明をさせていただきたいと思っております。

この鹿角市は北東北の3県のほぼ中央に位置をいたし、十和田八幡平の広大な自然に恵まれ、効能豊かな名泉の宝庫で、独特の文化が育まれた地であります。

そこで資料1を見ていただきます。まずこの事業に当たっての背景でございますが、市に存在する広大な森林の快適性を生かそうという趣旨で、近年の森林に対する期待が多様化・高度化し、それに森林浴がもたらす科学的エビデンスをプラスし、森林セラピー基地として認定に結びつけました。具体的には、鹿角市は十和田八幡平の美しい自然に恵まれた地であり、森林や温泉などの豊富な自然資源があり、そこには恵まれた農産物の数々があります。以前より観光資源の豊富な地域ではありましたが、通過型観光による宿泊客の減少や近年のエコツアー、グリーンツーリズムなど、志向が変化した旅行のスタイルが増加をし、美容や健康増進等を目的とした新たなニーズに対応し切れていないという傾向にありました。これらの分析から、豊かな自然を有効活用し、既存資源と連携をし、魅力の向上へと森林セラピーの推進が決定をされました。

その資料2でございますが、ここには鹿角市の森林セラピーロードが載せてあります。総延長32キロメートルにも及ぶ5つのロードがありますが、本市のロードとは異なり、大自然の中に存在するもので、滝や急流からのマイナスイオン効果にすぐれたロードであります。市の中心部よりこの入り口まで車で1時間ほどかかってしまうのがネックのようであります。

また、このようなロードゆえ、このロードを案内するコンダクターが必要となっております。資料の3にはその利用実績がありますが、利用数は22年度の739人がピークで、26年度からはやや増加をしておりますが、ピーク時の約半数となっており、コンダクター数も減少傾向にあります。これは、聞くところによりますと、半日で6,500円、1日1万1,500円の料金設定であることから、大人数の団体には有効であります。少人数では割高になってしまうといった要因があるようでございます。登録するコンダクター側としても、割ってみますと年間わずか5人から10人程度の案内となります。団体でいうなら、わずか1団体ぐらいいかなというようなことで、なかなか定着しないという難しさがあるようでございます。

早くから取り組み始めた鹿角市の森林セラピー事業について御紹介をさせていただきましたが、本市におけるこの事業の利用方法や利用実績、そのPR方法などについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、御質問の森林セラピーの活用における利用方法、利用実績やPR方法などの現状につきましてお答えをさせていただきます。

本市の森林セラピー基地・ロードにつきましては、昨年3月に特定非営利活動法人森林セラピーソサエティーから認定を受け、8月にオープンをしたところでございます。

森林セラピーの利用につきましては、オープンに先立ちまして、一般財団法人もとす振興公社との間で、振興公社が森林セラピー基地を中心とした事業の企画・運営を行う旨の協定を締結いたしまして、現在もとす振興公社がセラピーツアーの企画・運営を行い、予約制ではございますが、常時受け付けを行っているところでございます。

その利用実績でございますが、8月以降、ツアーの受け付けを開始いたしまして、現在までに10回のツアーが実施され、延べ276人の方にツアーに御参加をいただいたということでございまして、こうしたツアー以外におきましても、任意にロードを利用いただいているものと考えております。

また、森林セラピー事業のPRにつきましては、市民の皆様には市の広報紙におきまして特集記事を組んで周知を図りますとともに、市外で行う観光PR展でのパンフレット配布など、啓発に努めているところでございます。さらにセラピーツアーにつきましては、ぎふ農業協同組合と健康づくりにおける相互応援協定を締結いたしまして、ぎふ農協が組合員に向けて発行されております広報紙におきましてセラピーツアーを紹介していただいておりますほか、もとす振興公社におきましても、岐阜西濃地域、それから愛知県の一宮市、こういったところを対象に新聞折り込み、こうしたものを活用したチラシの配布に加えまして、ホームページでのセラピーツアーの周知を現在図っているという状況でございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

次に移ります。

本市の今の森林セラピーにおける現状についてお聞きをいたしました。本市の森林セラピーは、まだ昨年の8月にオープンしたばかりであり、今後、事業推進に向けた取り組みが必要であると考えます。

新年度予算案を見ると、さまざまな森林セラピーに関する関連事業が計上されておりますが、その取り組みの詳細についてお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは御質問の森林セラピーの活用における新年度予算と関連する取り組みの詳細ということにつきましてお答えをさせていただきます。

森林セラピーの活用における本市の新年度予算につきましては、セラピーロードの案内看板の設置、セラピーツアーガイドの養成に係る経費、セラピーツアーで必要となる備品の購入費、都市圏に向けたPRに伴う費用など、総額201万7,000円を計上させていただいているところでございます。

具体的に申し上げますと、今年度実施いたしました森のガイド養成講座では24名の方が受講されておりまして、新年度はこれらの方にさらにスキルアップをしていただくための研修を実施いたしますとともに、新たな森のガイドの養成も行ってまいりたいというふうに考えております。

そのほかには、もとす振興公社によるセラピーツアー実施のために必要な備品の購入やロードの環境整備を行いますほか、本市の森林セラピーを広く周知するために、名古屋圏などで発行する情報誌への掲載に加えまして、ゴールデンウィーク期間中ではございますが、一宮市で開催をされますイベントに出展をいたしますほか、移住相談会や観光PR展など、都市部に向けた本市の森林セラピーをPRしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

今の答弁は、予算案にあります森林セラピーの推進事業そのものの説明でございましたが、この予算案を見ると、森林セラピーロード内の淡墨の森の施設改修ですとか、今村神所線の林道整備、また淡墨桜と温泉にある2つのロード間の里山修景であるとか、さらにはこの森林セラピーを活用したグリーンツーリズムの誘客事業等が計上されております。

各課をまたいで、総合的にこの森林セラピー推進に向けた構想が十分読み取れますが、今の説明にありましたツアーガイドでございますが、このツアーガイドにつきましては、先ほど紹介をいたしました鹿角市のほうでも導入をされておりますが、先ほど申し上げましたように、利用料金の問題や利用そのものが少ないことからガイドが定着しないということでもございました。先ほど説明にありました、本市でいう森のガイドですか、これの詳細について再質問をいたします。

○議長（大西徳三郎君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

先ほどちょっと御答弁を申し上げましたように、今年度、森のガイドの養成講座を24名の方に受講をいただいたという状況でもございまして、この講座では座学による基礎講座、それから現地での講習会、こういったことを受講していただきました24名の方に修了証という形で交付をしております。今後、先ほども御答弁の中で申し上げましたように、これらの方にさらなるスキルアップを図っていただくための研修を受けていただき、森のガイドとして今後活躍をしていただきたいという

ふうに考えております。

先ほど議員の御紹介いただいたような事例、こういったことで1人当たり受け持ちが何人になるかといったような、こういった問題もあろうかと思えます。そういったことも踏まえまして、今後そのガイドの待遇面につきましてもどのような形がいいのか、今後引き続き、先進事例等をもとに公社のほうと連携を密にして検討してまいりたいというふうに思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

3点目に移りたいと思います。

ここで資料の4を見ていただきたいと思いますが、これは鹿角市における今後の課題について載せてあります。視察時にお聞きしたところ、まだまだこの森林セラピー自体が、社会への認識や理解に乏しい面があり、周知やPRの徹底が必要であるということや、利用者の拡大へは企業の福利厚生としての利用促進など、団体に定期的な利用を働きかけることも大切だということでありました。

まだまだ始まったばかりの本市の森林セラピーでございますが、県内初の基地認定というアドバンテージを生かし、成功に導いていただきたく存じます。今後の展開や課題等についてお尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、今後の展開や課題につきましてお答えをさせていただきます。

まず森林セラピーを今後どのように展開していくかということでございますが、今年度はぎふ農業協同組合と健康づくりの相互応援協定を締結したこともあり、利用実績では団体での参加が多くございました。そのようなことから、団体での参加が利用者の増加を図る上で非常に有効な手段であるというふうに考えております。これは、まさに議員がおっしゃられたとおりでというふうに思えます。

このような中、ことしの2月ではございますが、ぎふ農業協同組合がNEO桜交流ランド周辺におきまして、企業の社会貢献の活動と農山村との連携活動とを結びつける耕作放棄地再生 復活プロジェクト「農山村のふるさとづくり」といたしまして、企業4社との連携に向け取り組んでおられるということございまして、市のほうにも協力の要請がございましたことから、この取り組みをぜひ森林セラピーにも生かしてまいりたいというふうに思っております。

それと加えまして、ストレスチェックの義務づけがなされたことによって、企業等のセルフケアの場としても活用いただく健康づくり協定、こういったものの締結を、先ほどのJAに加えまして、

他のところも締結ができるよう、公社との連携を密にしながら今後進めてまいりたいということで、そういったことによって誘客の増加を図っていききたいというふうに考えております。

また、健康志向の高まりから、ウォーキングやハイキングを個人的に楽しめる方もふえております。こうしたことから、家族向けやシニア層向けにアクティビティーとセットにした個人プログラムの充実も図り、団体・個人の両面から誘客の増加を図ってまいりたいというふうに考えております。

しかしながら、再三恐縮でございますが、議員もおっしゃられましたように、プラスのほうのことばかりではなく、課題も多いということは十分認識しております。今後は、ガイドなどの人員確保や育成、それから運営主体の体制強化、営業活動の徹底など、さまざまなこうした課題に対応していくために、市と公社のほかに関光協会や市民団体、樽見鉄道、森林組合など、関係機関の御協力をいただきながら、そういったところとの連携を密にして、この森林セラピーの取り組みを進めてまいりたいなあとこのように思っております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

この森林セラピー事業のそもそもの目的は、疾病予防や健康増進につながることで増加をする医療費の抑制を図ることと、変化する観光ニーズに対応し、衰退する観光産業の活性化を目指すものであります。

鹿角市で、聞くところによりますと、健康増進も確かに大切ではございますが、目的は何よりも観光客の増加にあるということでありまして。さらに、ないしょでお聞きをいたしますと、この事業は失敗であったということでありました。そうはならないよう、本市も高速道路の開通を間近に控えたところでございます。新しい観光の一つとして、この森林セラピーの成功を願って、この質問は終わりたいと思います。

3点目、アドプト制度について質問をいたしたいと思っております。

まずこのアドプト制度について少し御説明をさせていただきますが、道路、公園、河川などの特定の公共財において、市民や民間団体、NPOなどの特定団体や企業と協定し、定期的に美化活動を行うよう契約する制度のことです。

この資料5で、これは石川県でございますが、その一例を御紹介いたしますが、平成24年度よりいしかわ我がまちアドプト制度として地域連携河川環境創出事業を創設いたしました。活動団体は、地域住民や地元企業で河川での花の生育管理や清掃活動、除草などの美化活動や、景観向上に資する活動をします。その活動を、協賛団体が活動のための資金や支援品を提供し、サポーターとなります。この活動を、県や市町など行政が活動団体として協定を結びます。行政は、その活動を明示するアドプトサインの設置や広報活動、またボランティア保険への加入やごみ袋、はさみなどの用具を支給し、連絡窓口となります。

次に資料6では、この制度の実施要綱を、1から9条まで細かく定めております。

次に、資料7を見ていただきますと、これは岐阜県内でのアドプト制度の実施状況であります。これを見ますと、7市が既に導入をしており、本市域内においては、ここにも載せてありますよう、県が導入しておりますぎふ・ロード・プレーヤーとして根尾土木協同組合が活動団体となっており、年に数回、定期的に国道157号の美化活動を実施しており、そのサインボードがキムラのポケットパークに設置をされております。

そこで1項目めでございますが、このアドプト制度に対する認識と見解について、産業建設部長にお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問のアドプト制度に対する認識や見解についてお答えします。

本市において認定している道路延長は約700キロメートルあり、このほかに法定外道路や河川、水路、公園といった社会インフラを管理しております。これらの施設は非常に多く、その維持管理に苦慮しているところです。

また、平成24年に発生した中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故発生後、社会インフラの老朽化に対する問題意識が高まってきております。さらに、今後は人口減少や財政状況の悪化等から社会インフラの維持管理が困難になっていくことが想定され、こういった状況のもと、住民も維持管理に協力すべきという考えが広まっていると考えるところです。

アドプト制度の導入により、住民の社会インフラの状況への理解が深まり、行政との問題意識共有が期待できるところで、これにより行政だけでは十分対応できないところまで目が行き届き、地域のインフラ機能が安定的に発揮されることや行政負担の軽減につながると考えており、本市においても取り組む必要があると考えておるところでございます。よろしく申し上げます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

今、この制度に対する認識と見解についてお尋ねをいたしました。2点目に移りたいと思いません。

このアドプト制度による公共財を地域で引き受けようといった活動は、行政の維持管理費の軽減となることや、自分たちのまちをみずから美化するといった市民協働の推進となります。地方創生に向けたまちづくりには、こういった活動が必要というふうに考えますが、本市においてのこのアドプト制度の導入についてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の、本市におけるアドプト制度の導入状況についてお答えを申し上げます。

現在、本市においても、地元住民などに道路や水路、公園などの維持管理に参画していただいているところがございます。約50の自治会に河川や幹線水路の土砂撤去、除草、ポケットパークの除草、ごみの収集、シルバー人材センターにも植栽帯の剪定や除草、公園の除草、ごみの収集、遊具の点検などを行っていただいているところがございます。

また、昨年度実施しました大塚古墳公園の改修に当たりましては、ワークショップを開催し、整備計画に地元の御意見を取り入れるかわりに地元が管理の一部を担っていただいております。このような取り組みは、現在整備要望をいただいております本巣西保育園跡地などの公園の整備におきましても引き続き採用することを考えております。ほかにも、今年度から実施しております本巣市道メンテナンスサポーター制度も、住民のボランティア活動による道路管理でございまして、アドプト制度の一環であると考えております。

これらの活動については、今後も引き続き実施していくとともに、他の団体等にも取り組んでいただけるよう働きかけ、地域の住民や団体、行政が連携して、みんなで支える環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

本市においても、このアドプト制度が導入されるものというふうに確信をいたしまして、この質問は終わりたいと思いますが、最後に少し早いですが、このたび晴れて退職を迎えられます職員の皆様方には、本当に長い間御苦労さまでした。皆様の末永い御多幸を願って、私の質問は終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

あす3月16日水曜日午前9時から本会議を開会し、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時48分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

